

令和 6 年度業務実績等報告書

令和 7 年 6 月

独立行政法人北方領土問題対策協会

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度（第5期）
	中期目標期間	令和5年度～令和9年度

2. 評価の実施に関する事項
・独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の事務・事業実施課等において当該事業の実績を自ら評価し、法人の「中期計画等の進捗管理及び評価委員会」における審議を経て自己評価を決定した。

3. その他評価に関する重要事項
特になし。

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定（S、A、B、C、D）	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
		B	B		
評定に至った理由	・「Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については、令和4年2月のロシア連邦（以下「ロシア」という。）によるウクライナへの侵略を契機とする日露関係等の情勢変化に伴う予測し難い困難な外部要因及びそれに対する法人として成しうる自主的な努力を勘案した結果、いずれも所期の目標を達成していると認められることから、5つのセグメント別評定はすべてBと評価し、3つの項目別評定のうち、2つは所期の目標を上回る成果が得られていると認められることからA、残る1つはBと評価した。 ・「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項」については、いずれも所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価した。 ・その他、全体の評定を引き下げる事象もなかったことを勘案して、法人全体の評定をBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 [I－（1）国民世論の啓発] ※「重要度：高」・「困難度：高」 ・以下①～③の実績により、本セグメント全体として所期の目標を達成していると認められる。 ① 北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）等が開催する県民大会等各地の事業への参加者のうち、若年層の割合は22.2%（基準値：21.4%）となり、所期の目標を達成する成果を得られている。都道府県推進委員全国会議等において、若年層の参加者の増加につながった取組を好事例として紹介し、参加者の裾野の拡大につながる事業の検討を促すなど、若年層の参加等を促すための取組を講じている。また、SNS等による情報発信の件数は638件（基準値：638件）、SNS等による情報発信の読者数は232,444人（基準値：171,504人）、SNS等による情報発信の反応数は4,129,942回（基準値：1,253,428回）となり、所期の目標を達成する成果を得られている。 ② 学習指導要領の内容及び学校教育現場のICT化に対応した北方領土問題に関する学習教材集（以下「学習教材集」という。）を引き続き協会ホームページを通じて提供し、北方領土問題教育者全国会議等において周知を行った結果、当該教材集のダウンロード数は49,099件（基準値：42,883件）となり、所期の目標を達成する成果を得られている。 ③ 北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の一市四町）に所在する啓発施設3施設の集客数は、北方館105,428人（基準値：130,789人）、別海北方展望塔92,095人（基準値：74,605人）、羅臼国後展望塔27,193人（基準値：30,795人）であった。北方領土隣接地域の令和6年度の観光入込客数が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度以前の水準に回復していない外部要因がある中、別海北方展望塔は令和5年度の集客数を上回っており、北方館及び羅臼国後展望塔は令和5年度の集客数を下回ったものの、概ね所期の目標を達成する成果を得られている。来館者アンケートで得られた回答データを分析・検証し、来館者の動向を把握するとともに、効果的な集客促進策の検討等につなげるほか、引き続き、協会SNS等において啓発施設を含めた北方領土隣接地域の紹介を積極的に行うこと等により、来館者の増加に努める。 [I－（2）四島交流事業] ・ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、結果として所期の事業を実施することができず、設定された目標に対する成果を得られなかったものの、法人として成しうる最大限の取組として、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」（以下『船舶「えとぴりか」』という。）の試験運航を実施するなど本事業の再開へ備えるとともに、船舶「えとぴりか」の「一般公開」等を通じて国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる取組を行っていることを踏まえ、所期の目標を達成していると同等の成果を得られていると評価する。 [I－（3）調査研究] ・調査研究結果の引用件数は16件（基準値：14件）、利活用件数は760件（基準値：757件）であり、所期の目標を達成する成果を得られている。 [I－（4）元島民の援護] ・元島民等により構成される（公社）千島歯舞諸島居住者連盟（以下「千島連盟」という。）が行う返還要求運動や後継者育成等の活動に対して支援を行った。ロシアによる

	ウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、北方四島への自由訪問及び航空機による特別墓参について結果として見送りを余儀なくされたものの、法人として成しうる最大限の取組として、事業の実施の見通しが立たない状況が続く中、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため、関係機関と連携して、船舶「えとぴりか」を使用した北海道本島側の洋上からの北方領土洋上慰霊（全7回、以下「洋上慰霊」という。）を実施していること等を踏まえ、所期の目標を達成していると同等の成果を得られていると評価する。 [Ⅰ－（５）北方地域旧漁業権者等への融資] ・借入資格者や資格承継対象者に対してダイレクトメールを送付した。特に、死後承継手続漏れ防止や直近完済者への利用促進等、目的や対象を重点化したダイレクトメールを送し、発送後にはフォローコールを実施した。このほか、融資相談会を休日含めて2回開催するなど、親身で細やかな相談対応に努めたことにより、融資の相談等を522件（基準値：472件）受付した。また、的確な審査、定期的な督促励行、関係機関との情報連携等、適切な管理を行った結果、貸付残高に占める金融再生法開示債権比率は1.41%であり、基準値である3.86%以下に抑制されている。以上のことから、所期の目標を達成する成果を得られている。 <table><tr><td>Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項</td><td>Ⅲ．財務内容の改善に関する事項</td><td>Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項</td></tr></table> ・一般管理費について、目標の達成に向け計画どおりに削減を行うとともに、業務経費の効率化、短期借入金限度額及び基金資産の担保供与に係る目標を達成しており、全体として所期の目標を達成する成果を得られている。	Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ．財務内容の改善に関する事項	Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ．財務内容の改善に関する事項	Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項		
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	・令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略後、同年3月にロシアより日露間の平和条約交渉からの離脱が一方的に表明され、さらに同年9月、元島民等との相互交流及び自由訪問の停止が表明されたことにより、独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成14年法律第132号）第11条第2号の交流等事業（項目別評価調書Ⅰ－（2）四島交流事業）の全部、同法同条第4号の元島民の援護（項目別評価調書Ⅰ－（4）元島民等の援護）のうち自由訪問に対する支援及び航空機による特別墓参が実施できない状況が継続しているが、船舶「えとぴりか」の試験運航など事業の再開に向けた準備、別途の事業としての船舶「えとぴりか」を使用した洋上慰霊の実施、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げることを目的とした船舶「えとぴりか」の「一般公開」の実施など、法人として成しうる自主的な努力を行っている。「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）Ⅱ3（1）⑤において、「予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。」とされているとともに、「独立行政法人北方領土問題対策協会の評価に関する基準」（平成27年6月12日内閣総理大臣決定、令和5年4月13日一部改正）Ⅲ．（1）⑤において、「予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して協会が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。」とされているところ、前述の状況はこれらの場合に該当すると考えられることから、各項目の評価において前述の状況を考慮する。			

3．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	・特になし。
その他の改善事項	・特になし。

4．その他事項	
監事等からの意見	・特になし。
その他特記事項	・特になし。

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価総括表

中期目標（中期計画）		年度評価					項 目 別 調書No.	備考
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
	（１）国民世論の啓発	<u>B ○</u>	<u>B ○</u>				I -(1)	
	①北方領土返還要求運動の推進	<u>B ○</u>	<u>A ○</u>				I -(1) -①	
	②青少年や教育関係者に対する啓発	<u>A ○</u>	<u>A ○</u>				I -(1) -②	
	③国民一般に対する情報発信	<u>B ○</u>	<u>B ○</u>				I -(1) -③	
	（２）四島交流事業	B	B				I -(2)	
	（３）調査研究	B	B				I -(3)	
	（４）元島民等の援護	B	B				I -(4)	
	（５）北方地域旧漁業権者等への融資	B	B				I -(5)	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、令和6年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

中期目標（中期計画）		年度評価					項 目 別 調書No.	備考
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
業務運営の効率化に関する事項		B	B				Ⅱ	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
財務内容の改善に関する事項		B	B				Ⅲ	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項								
その他業務運営に関する重要事項		B	B				Ⅳ	

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 人 年度評価 セグメント別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（1）	国民世論の啓発		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成 31 年 1 月 25 日、内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号）第一	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I－（1）－①～③ 【困難度：高】 I－（1）－①～③	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度				
								予算額（千円）	545,613	656,263	
								決算額（千円）	524,167	528,035	
「国民世論の啓発」に関する主要なアウトプット（アウトカム）情報については、以下の各項目別評価調書において詳細を記載。								経常経費（千円）	540,034	527,334	
								経常利益（千円）	33,399	128,394	
								行政コスト（千円）	550,541	537,063	
								従業員数	7 人	7 人	

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図るという観点から、本中期目標期間中に目に	北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図るという観点から、本中期目標期間中に目に	北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図るという観点から、令和 5 年 4 月 1 日から令	＜その他の指標＞ ・各種事業の実施効果の検証方法等について検討を行い、効果検証の結果等に基づき、PDCA サイクルの実効性を確保する。 ・事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、事業	＜主要な業務実績＞ ・令和 3 年 3 月に内閣府北方対策本部が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査」、令和 5 年度に内閣府政府広報室が実施した「北方領土問題に関する世論調査」の結果等を踏まえ、令和 6 年度における「国民世論の啓発」事業の方針を引き続き「若年層を中心とした啓発」とし、北方領土問題教育者会議の活動強化や学習教材集の提供を通じた北方領土教育の充実、	＜評定と根拠＞ 評定：B 国民世論の啓発について、北方領土返還要求運動の推進及び青少年や教育関係者に対する啓発は A 評価、国民一般に対する情報発信は B 評価である。 左欄記載の各調査の結果を踏まえ、令和 6 年度における「国民世論の啓発」事業の方針を引き続き「若年層を中心とした啓発」とし、北方領土教育の充実・強化、北方領土問題に関する

見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に、相対的に関心度が低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等と連携した取組も進める。 その前提として、PDCA サイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握することが重要である。令和3年3月に内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」においては、啓発事業等に参加した若年層を対象に、事業参加後の活動継続の状況や今後の継続意向等を調査したところ、9割以上が継続意向を示し、6割が何らかの事後活動を行っていたものの、必要な資料や情報の提供、発信方法のサポートなどのフォローが必要	見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図る。特に、相対的に関心度の低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。 取組の前提として、PDCA サイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握することが重要である。令和3年3月に内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」等を勘案し、内閣府と連携しつつ、初年度において事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。	和10年3月31日までの本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図る。特に、相対的に関心度の低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。 取組の前提として、PDCA サイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握することが重要であり、内閣府が実施した調査結果等及び事業の有効性や費用対効果の検証結果を踏まえ、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を図る。	の改善・効率化を行う。 ＜評価の視点＞ ・国民世論の啓発に関する事項について、適切に実施しているか。 ・北方領土返還要求運動を国民運動として活性化するために、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めることに資するものか。	北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」等を活用した北方領土問題に関する情報発信の強化等により、若年層の北方領土問題に対する関心度を高め、北方領土返還要求運動への参加につながるよう努めた。 ・協会が実施した事業の有効性等を把握し、次年度以降のプログラム策定の参考とするため、各事業の参加者を対象にアンケートを行った結果、いずれの事業においても北方領土問題への理解・関心度の深まりについて肯定的な回答が90%以上となっており、有意な結果を得られた。また、同アンケートにおいては、各事業のプログラム内容に関する設問や自由記述欄を設け、参加者の要望を把握できるよう努めており、その内容を検討の上、次年度以降のプログラムに取り入れるなど、同アンケートの結果を事業充実のために有効活用し、PDCA サイクルの実効性を確保した（「国民世論の啓発」事業の業務の実績については、各項目別評定調書において記載。）。	情報発信の強化等により、若年層の北方領土問題に対する関心度を高め、返還要求運動への参加につながるよう努めている。 協会が実施した各事業の参加者を対象にアンケートを実施した結果、北方領土問題への理解・関心度の深まりについて肯定的な回答が90%以上となるなど有意な結果を得た。あわせて、同アンケートにおいて、今後に向けて事業参加者からの要望等を把握し、次年度以降のプログラム策定の参考とできるようにするなど、PDCA サイクルの実効性を確保している。 以上、本セグメント全体として所期の目標を概ね達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 各項目別評定調書において記載。
---	---	--	--	---	---

	である等の改善点も判明した。このような調査等も勘案し、内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。					
--	---	--	--	--	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（1）－①	北方領土返還要求運動の推進		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成 31 年 1 月 25 日、内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号）第一	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【困難度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の割合	前中期目標期間の年度平均の水準を上回る	21.4%	21.2%	22.2%				予算額（千円）	545,613 の内数	656,263 の内数			
								決算額（千円）	524,167 の内数	528,035 の内数			
北方領土問題等に関する SNS 等による各年度の情報発信の件数	前中期目標期間最終年度比20%増	638 件 ※前中期目標期間最終年度値：531 件	641 件 (20.7%増)	638 件 (20.2%増)				経常経費（千円）	540,034 の内数	527,334 の内数			
								経常利益（千円）	33,399 の内数	128,394 の内数			
								行政コスト（千円）	550,541 の内数	537,063 の内数			
各年度における SNS 等による情報発信の読者数	各 年 度 8 % 増	171,504 人	158,800 人 (5.4%増) ※R4 年度実績：150,693 人	232,444 人 (46.4%増)				従業員数	7 人 の内数	7 人 の内数			

各年度における SNS 等による情報発信の反応数	前年度比増	1,253,428 回	1,253,427 回 (7.2% 増) ※R4 年度実績： 1,169,402 回	4,129,942 回 (229.5% 増)										

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。	全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。	（ア）全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）や返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会及びその加盟団体等が開催する各種大会、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置き、実施する。各種取組については、SNS で発信する	＜主な定量的指標＞ - 各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の割合が前中期目標期間の年度平均の水準（21.4％）を上回るよう、協会は、若年層の参加の拡大に向けた対策を毎年度実施する。 - 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関する SNS 等による各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20％増とする。 - 各年度における SNS 等による情報発信の読者数を各年度 8 ％増とする。	＜主要な業務実績＞ 北方領土返還要求運動に係る取組 - 県民会議及び返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）等が実施する各種事業に対し、啓発資料及び資材の提供、啓発パネル及び DVD の貸与、講師派遣、実施経費等の支援を行った。 - また、北連協幹事団体により構成される北連協幹事会にオブザーバーとして参加した。 若年層の参加の拡大等に向けた取組 - 各県民大会、講演会及び研修会において、事業の効果や今後の課題を的確に把握するために統一的なアンケートを実施し、各事業への若年層の参加状況を確認した結果、令和 6 年度は、県民大会等の各事業へ参加した若年層の割合は 22.2％（基準値：21.4％）となった。 - 若年層の参加を促すための取組として、都道府県推進委員全国会議、都道府県民会議代表者全国会議及び各地の県民会議が開催したブロック会議等において、若年層の参加者増加につながった取組を好事例として紹介し、参加者の裾野の拡大につながる事業の検討	＜評定と根拠＞ 評定：A 県民会議及び北連協との密接な連携により、県民大会等各地における啓発事業に対する支援を実施し、各地における返還要求運動を推進している。 各地の県民大会等の事業の効果や今後の課題を的確に把握するために、統一的なアンケートを実施した結果、若年層の割合は、目標を達成した。 県民会議等が実施する県民大会等に対して有識者や元島民等を講師として派遣した。高齢化の進む元島民については、身体的負担軽減のためリモート講演にも引き続き取り組んでいる。 推進委員を 47 都道府県に配置し、協会、推進委員及び県民会議の三者が密に連携して各啓発事業を実施している。各地の県民大会等の事業への若年層の参加割合増加のため、各主催者が若年層向けプログラムを取り入れる等といった若年層の参加割合増加のための施策を、事業実施前に書面を通じて把握し、事業実施後の報告において結果を得る仕組みを実施するため、県民会議に対し関係規程の改正を事前周知した上で改正手続を行い、若年層の参加を促

		ことなどにより全国各地の取組の見える化を図る。	各年度における SNS 等による情報発信の反応数を前年度比増（1,253,427 回から増）とする。	を促した。	すための取組を講じた。
		(イ) 県民大会（県民会議等が主催して返還の訴え、啓発等を目的に行う大会をいう。以下同じ。）等に、研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	<その他の指標> 各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の参加割合増加のための仕組みを構築し、本中期目標期間第2年度から段階的に実施する。	講師派遣 - 県民会議等が実施する県民大会等に対して、北方領土問題等の有識者及び元島民等を講師として派遣した。 - 元島民が高齢であることに鑑み、身体的負担軽減のため、オンライン会議システムを用いたオンライン講師派遣を引き続き実施した。	都道府県推進委員全国会議、都道府県民会議代表者全国会議及び県民会議ブロック会議を活用し、全国各地の取組の見える化や地域間の取組の情報共有・連携を進めている。特に、若年層の参加促進のための各県における取組や今後の取組方策等について意見交換を行い、若年層の参加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回ることを目指した取組を実施している。 北方領土返還要求全国大会（令和7年2月7日開催、於：東京都港区）に対し、啓発資料の提供及び人的・財政的支援を行うとともに、大会の様子を SNS や協会のホームページに設置したバナーを通じてオンライン配信するなど、北方領土問題に対する国民の関心度及び理解度の向上に努めている。 協会ホームページのほか、協会 SNS を通じて、協会や関係団体が実施する事業等の最新情報の発信に努めるとともに、SNS 等で話題・トレンドとなっているワードや問いかけに敏感に反応した投稿を行う、北方領土問題について一途に訴えるインパクトのあるキャラクターの性質を強く意識した投稿を行う、SNS キャンペーンを季節ごとに展開する等、話題性を意識した発信を行った。その結果、SNS 等による情報発信の件数、SNS の等の読者数及び SNS 等の反応数の全てについて目標を達成した。 以上、定量的目標の「県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の割合」及び「SNS 等による情報発信の件数」は目標を達成したほか、「SNS 等による情報発信の読者数」は対前年度 146.4%、「SNS 等による情報発信の反応数」は対前年度 329.5%であり、かつ当該項目は中期目標において困難度「高」とされていることから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A と評価する。
		(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還要求運動の推進を図る。		推進委員制度 各地域における返還要求運動の効果的・効率的な実施を目的として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を 47 都道府県に配置し、協会、推進委員及び県民会議の三者が密に連携し、県民大会等の開催及び署名活動等、返還要求運動を推進する事業を実施した。	
		各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の参加割合増加のための仕組みを構築し、本中期目標期間第2年度から段階的に実施する。		若年層の参加割合増加のための仕組みの構築 県民大会等各地の事業における若年層の参加者の割合増加のため、各主催者が若年層向けプログラムを取り入れる等といった若年層の参加割合増加のための施策を、事業実施前に書面を通じて把握し、事業実施後の報告において結果を得る仕組みを実施するため、規程改正の事前周知及び改正手続を行い、若年層の参加を促すための取組を講じた。	
都道府県等における取組の推進については、	また、各年度における県民大会等各地の事業	(オ) 県民大会等各地の事業への若年層の		都道府県等における取組の推進 以下の会議を活用し、全国各地の取組の見え	<課題と対応> 県民大会等各地の事業への参加者のうち、若

取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。	への若年層の参加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう、各都道府県民会議と連携し、若年層の参加拡大に向けた対策を各年度において実施する。 都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。	参加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう、以下の会議を開催するなど、各県民会議等と連携し、若年層の参加拡大に向けた対策を講ずる。また、都道府県等における取組の推進については、これらの会議の活用などにより、取組事例の情報収集・地域間の取組の情報共有・連携を進める。 ○ 都道府県推進委員全国会議（4月予定） ○ 都道府県民会議代表者全国会議（11月予定） ○ 県民会議ブロック会議（各ブロックの開催県で実施）		る化、地域間の取組の情報共有・連携を進めた。 ①都道府県推進委員全国会議 ・全国の推進委員が一堂に会する会議を4月12日に開催した（於：東京都新宿区）。 ・会議では、北方領土問題への取組に係る政府説明、令和6年度の協会の事業計画の周知、事業実施に当たっての課題の共有、若年層の参加促進のための各県における取組や今後の取組方策等についての意見交換を行い、事業の円滑かつ効果的・効率的な実施に向けた協議を行ったほか、推進委員の今後の活動に資するため、学識者による「ウクライナ戦争後の日露関係と北方領土問題の展望」と題した講演を行った。 ②都道府県民会議代表者全国会議 ・全国の県民会議代表者が一堂に会する会議を11月30日に開催した（於：東京都新宿区）。 ・会議では、北方領土問題への取組に係る政府説明、令和6年度上半期の協会の事業報告、若年層の参加促進のための各県における取組についての意見交換のほか、今後における活動に資するため、学識者によるロシアのウクライナ侵攻に伴う国際情勢に関する講演や、根室市長による返還運動の歴史及び根室市の取組等についての報告を行った。 ③県民会議ブロック会議 ・全国の県民会議を地域別に「北海道・東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の6ブロックに分け、ブロック毎に会議を開催した。 ・各ブロック会議では、内閣府及び協会の事業報告、各県民会議等の事業報告及び事業実施上の課題等を共有、協議し、各ブロック内の協力及び連携の強化を図った。	年層の参加割合増加のための仕組みを段階的に実施する。
北方領土返還要求全国大会については、運動	北方領土返還要求全国大会については、大会	（カ）北方領土返還要求全国大会について、		北方領土返還要求全国大会 ・「北方領土の日」設定（昭和56年1月6日閣	

における中核的な行事と捉え、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度を高める。	の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。	大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。		議了解）以来、継続して開催されている北方領土返還要求全国大会（以下「全国大会」という。）に対し、啓発資料の提供並びに人員及び実施経費の支援を行った。 ・全国大会の様子を協会の SNS で発信するとともに、協会ホームページに設置したバナーを通じて、当日の様子をオンライン配信（YouTube Live）するなど、国民の目に触れる機会を複数提供し、北方領土問題に対する国民の関心度及び理解度の向上に努めた。												
	これら北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関する SNS 等による情報発信については、各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20%増とする。また、SNS 等による情報発信の読者数は各年度 8 % 増、反応数は前年度比増とするよう努める。	（キ）北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関する SNS 等による情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20%増とする。また、SNS 等による情報発信の読者数は前年度比 8 % 増、反応数は前年度比増とするよう努める。		SNS 等による情報発信 ・協会ホームページのほか、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」及び「エリオくん」を主人公にした協会 SNS を通じて、協会や関係団体が実施する事業等の最新情報の発信に努めた。また、SNS 等で話題・トレンドとなっているワードや問いかけに敏感に反応した投稿を行う、北方領土問題について一途に訴えるインパクトがあるキャラクターの性質を強く意識した投稿を行う、SNS キャンペーンを季節ごとに展開する等、話題性を意識した発信を行った。 ・これらの取組を通じた令和 6 年度における SNS 等による情報発信に係る実績は以下のとおりとなり、読者数及び反応数が大幅に増加した。 < SNS 等による情報発信の件数 > 638 件（基準値：638 件） < SNS 等による情報発信の読者数 ><table><tr><td>媒体</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>X</td><td>217,118 人</td></tr><tr><td>Facebook</td><td>13,640 人</td></tr><tr><td>Instagram</td><td>1,686 人</td></tr><tr><td>（合計）</td><td>232,444 人</td></tr></table> （基準値：171,504 人） < SNS 等による情報発信の反応数 ><table><tr><td>媒体</td><td>令和 6 年度</td></tr></table>	媒体	令和 6 年度	X	217,118 人	Facebook	13,640 人	Instagram	1,686 人	（合計）	232,444 人	媒体	令和 6 年度
	媒体	令和 6 年度														
	X	217,118 人														
Facebook	13,640 人															
Instagram	1,686 人															
（合計）	232,444 人															
媒体	令和 6 年度															

					X	4,098,345 回	
					Facebook	26,719 回	
					Instagram	4,878 回	
					(合計)	4,129,942 回	
					(基準値：1,253,428 回)		

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（1）－②	青少年や教育関係者に対する啓発		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成 31 年 1 月 25 日、内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号）第一	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【困難度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
協会 HP に掲載する 学習教材集のダウン ロード数	前年度比 増	42,883 件	42,882 件 (68.4% 増) ※R4 年度 実績： 25,463 件	49,099 件 (14.5% 増)				予算額（千円）	545,613 の内数	656,263 の内数			
								決算額（千円）	524,167 の内数	528,035 の内数			
								経常経費（千円）	540,034 の内数	527,334 の内数			
								経常利益（千円）	33,399 の内数	128,394 の内数			
								行政コスト（千円）	550,541 の内数	537,063 の内数			
								従業員数	7 人 の内数	7 人 の内数			

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
全国の青少年が、元島民等を交え、北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意識や活動への参加意欲を醸成する。	返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決等を考え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施し、その成果の発信強化などにより、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。	（ア）返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決等を考え、主体的に意見交換を行う事業も含め、以下の事業を実施し、事業参加者の事後活動を促進することにより成果の発信強化に努め、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。 ○ 北方少年少女交流事業（対象：北方領土元居住者の3世等／東京／7月予定） ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等の関係大臣に対し、早期解決の訴え ・同世代の少年・少女との交流を通じた北方領土研修 ○ 北方領土問題教育委員会関係者現地研修会（対象：教育委員会関係者／	＜主な定量的指標＞ ・協会 HP に掲載する学習教材集のダウンロード数を前年度比増（42,882 件から増）とする。 ＜その他の指標＞ ・全国の青少年が、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施する。 ＜評価の視点＞ ・青少年や教育関係者に対する啓発を適切に行っているか。特に、国民運動としての北方領土返還要求運動の担い手の育成及び若年層への情報発信強化に資するものか。	＜主要な業務実績＞ 北方少年少女交流事業 ・北方領土隣接地域に在住する北方領土元居住者の3世、4世等（中学生）が北方領土問題に対する理解と認識を深めることを目的として、7月27日～31日に実施した。 ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、外務副大臣及び文部科学大臣政務官に対し、北方領土問題の早期解決の訴えを行うとともに、関東・甲信越ブロック青少年交流会に参加した（於：東京都及び神奈川県）。 北方領土問題教育委員会関係者現地研修会 ・北方領土教育の充実及び強化を図るため、全国47都道府県に設置されている北方領土問題教育者会議（以下「教育者会議」という。）等と教育委員会との協力関係を構築し、学校教育現場における北方領土教育の一層の充実を図ることを目的として、9月26日～27日に開催し（於：北海道根室市）、全国の教育委員会関係者63人が参加した。 ・政府による事業説明、元島民の講話及び北方領土啓発施設の視察を通し、知識の定着を図るとともに、「北方領土教育を充実させるため教育委員会として出来ること」及び「募集事業を促進するため教育委員会として出来ること」をテーマに協議会を行った。また、船舶「えとぴりか」による北方領土洋上視察を実施した。 北方領土ゼミナール ・北方領土問題を正しく理解し、意識を高めることにより、返還要求運動の後継者を育成することを目的として、9月3日～5日に実施し（於：北海道根室市）、全国の大学生等30人が参加した。 ・学識者による講義、元島民の講話及び北方領土啓発施設の視察を通し、知識の定着を図っ	＜評定と根拠＞ 評定：A 青少年を対象として、北方少年少女交流事業、北方領土ゼミナール、北方領土問題に関するスピーチコンテストを実施するとともに、教育関係者を対象として北方領土問題教育委員会関係者現地研修会を実施し、北方領土問題への主体的な問題意識と返還要求運動への参加意欲の醸成を図っている。 学習教材集について、引き続き協会ホームページで提供するとともに、SNS 及び北方領土問題教育者会議全国会議等において利活用に向けた周知等を行った。北方領土問題教育者全国会議では、中学校教諭による学習教材集を活用した教育実践例の発表が行われた。これらの取組を通じ、学習教材集のダウンロード数は昨年度のダウンロード数を上回る49,099 件となり、目標を達成した。 教育者会議について、運営経費や啓発資材の提供に加え、北方領土教育の実践授業、パネル展、作文コンクール及び元島民等による「語り部講演会」等の事業に対して、引き続き適切に実施経費等の支援を行っている。 北方領土問題教育者会議全国会議を開催し、参加教員に対して政府及び協会からの事業説明、中学校教諭による学習教材集を活用した教育実践例の発表、教育委員会による発表、「教育委員会との連携・協力の事例と実施に向けた取組やきっかけ作りについて」をテーマにミニ協議会を実施したほか、会議の内容や成果を教育現場で活用することを要請することにより、会議の成果を教育関係者に適切にフィードバックしている。 北方領土青少年等現地視察事業について、25道府県の県民会議が実施し、当該事業に対して適切に実施支援を行っている。 北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進について、実施元の根室市へ経費を補助し、適切に対応している。

		根室市／10 月予定) ○北方領土ゼミナール(対象:大学生等／根室市／9月予定) ○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト(対象:中学生／2月予定)		たほか、「北方領土問題について、SNS を活用してどのように伝えるか」をテーマとしてグループワークショップを行った。また、船舶「えとぴりか」による北方領土洋上視察を実施した。 北方領土問題に関するスピーチコンテスト ・全国の中学生を対象に、北方領土問題を身近な問題として捉え、北方領土問題に関する歴史等を正しく理解することを目的として、6月17日～10月17日にかけてスピーチ原稿作品を募集した。応募のあった5,501作品に対して第一次審査、第二次審査（書面審査）を経て10作品を選考の上、令和7年2月22日に最終選考会を開催し（於：東京都千代田区）、スピーチの様子をオンライン配信（YouTube Live）した。 ・最終選考会の結果は以下のとおり。 ＜北方対策担当大臣賞＞ 「知る、繋ぐ、変える」 ＜内閣府北方対策本部審議官賞＞ 「届け 私の思い」 ＜独立行政法人北方領土問題対策協会理事長賞＞ 「私たちは変われるのだ！」 ブロック青少年育成事業 ・県民会議と同様に、都道府県を地域別に6ブロックに分け、より多くの青少年の北方領土問題に対する理解と関心を深めることを目的として、ブロック毎に研修・交流会を開催した。 ブロック教育指導者地域研修会 ・教育者会議を地域別に6ブロックに分け、各ブロック内の学校教育現場における北方領土教育の推進方法等についての意見・情報交換を通して、北方領土教育の一層の強化を図ることを目的として、ブロック毎に「北方領土問題教育指導者地域研修会」を開催した。 学習教材集	以上、定量的目標の学習教材集のダウンロード数は対前年度 114.5%であり、かつ当該項目は中期目標において困難度「高」とされていることから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、A と評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、県民会議及び教育者会議等と連携して、また、船舶「えとぴりか」の利活用を通じて、国民運動としての北方領土返還要求運動の担い手の育成及び若年層への情報発信の強化に取り組む。
また、学習指導要領の	学習指導要領の改訂	(イ) 学習指導要領の改			

	改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材集の利活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進する。	を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするよう努める。	訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするよう努める。		・中学校の社会科授業において北方領土問題を扱う際の一助として、学習指導要領の内容、学校教育現場の ICT 化に対応した学習教材集を、引き続き協会ホームページを通じて提供するとともに、SNS 及び北方領土問題教育者会議全国会議等において学習教材集の利活用に向けた周知等を行った。北方領土問題教育者全国会議では、中学校教諭による学習教材集を活用した教育実践例の発表が行われた。これらの取組を通じ、令和6年度における学習教材集のダウンロード数は 49,099 件（基準値：42,883 件）となった。	
			(ウ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として全国に設置されている「北方領土問題教育者会議」について、北方領土に関する学習会、パネル展、作文コンクール等を始めとする各種事業に対して適切な支援を行う。		北方領土問題教育者会議 ・全国 47 都道府県に設置されている教育者会議の事業の充実及び拡大を図るため、その運営経費や各県の教育者会議が実施又は県民会議が協力して実施する北方領土教育の実践授業、パネル展、作文コンクール、元島民等による「語り部講演会」等の事業に対する実施経費の支援、啓発資材の提供を行った。	
			(エ) 各都道府県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため、「北方領土問題教育者会議全国会議」（2月予定）を開催する。さらに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関		北方領土問題教育者会議全国会議 ・教育者会議間の連携強化及び情報共有を図るとともに、今後の取組について協議を行い、教育者会議の更なる効率的・効果的な活動の充実を図ることを目的として、令和7年2月23日に「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催した（於：東京都千代田区）。 ・内閣府から北方領土問題の啓発、外務省から北方領土問題と対露外交、文部科学省から学校における領土に関する教育、協会から事業等についてそれぞれ説明を行うとともに、静岡県浜松市の中学校教諭より協会ホームページに掲載している学習教材集（本項目別評定調書（イ）参照）を活用した教育実践例、	

		係者にフィードバックする。		北九州市教育委員会より教育委員会と教育者会議の連携についてそれぞれ発表が行われたほか、「教育委員会との連携・協力の実例と実施に向けた取組やきっかけ作りについて」をテーマにミニ協議会を実施した。 ・参加した教員に対しては、会議の内容や成果を、各都道府県教育者会議、県民会議、地元の共有の研究会である中学校社会科研究会等の場で報告し、教育現場に活かすよう、要請した。	
		(オ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。		北方領土青少年等現地視察事業 ・北方領土問題を身近な問題として捉え、返還要求運動を継承してもらうことを目的に、北方領土隣接地域における「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴講」及び「北方領土啓発施設の見学」をプログラムに含む 25 道府県の県民会議による北方領土青少年等現地視察事業に対して、実施支援を行った。また、事後活動として、事業に参加した中学生は、地元の県民大会等での視察報告等を行った。 ・あわせて、実施を希望した 10 道県に対し船舶「えとぴりか」における船内研修を実施した。 〔実施日〕 7 月 25 日 山梨県 7 月 26 日 大分県 8 月 1 日 埼玉県・長崎県 8 月 2 日 鳥取県 8 月 3 日 北海道 8 月 5 日 岩手県・岡山県 8 月 8 日 宮城県・福岡県	
		(カ) 北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進を実施し、修学旅行者の増加に結びつけることで、今後の返還運動における後継者の育成推進を図る。		北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進 ・北海道根室市が行う北方領土の洋上視察研修、啓発施設における研修等の「北方領土学習プログラム」を取り入れた「北方領土を目で見る運動」修学旅行等誘致事業」に対して経費を補助した。	

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

・特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（1）－③	国民一般に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成 31 年 1 月 25 日、内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号）第一	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【困難度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔の各年度の集客数	前中期目標期間の年度平均の水準を上回る（※令和 2、3 年度を除く。）	北方館：130,789 人 (H30,R1,R4 年度の平均)	108,312 人	105,428 人				予算額（千円）	545,613 の内数	656,263 の内数			
		別海北方展望塔：74,605 人 (H30,R1,R4 年度の平均)						決算額（千円）	524,167 の内数	528,035 の内数			
		79,711 人	79,711 人	92,095 人				経常経費（千円）	540,034 の内数	527,334 の内数			
		74,605 人 (H30,R1,R4 年度の平均)						経常利益（千円）	33,399 の内数	128,394 の内数			
		27,636 人	27,636 人	27,193 人				行政コスト（千円）	550,541 の内数	537,063 の内数			
		30,795 人 (H30,R1,R4 年度の平均)						従業員数	7 人の内数	7 人の内数			

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	民間企業等とも連携しながら、北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の関心と理解を広げる。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。 SNS の活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体の情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。	広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。 SNS の活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体の情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。	(ア) 広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を図る。イメージキャラクター「エリカちゃん」等を活用した SNS の活用やホームページの充実を引き続き図り発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するとともに、効果的な発信方法を不断に検討する。具体の情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。	＜主な定量的指標＞ ・北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の各年度の集客数について、前中期目標期間の新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた年度平均（北方館：130,789人、別海北方展望塔：74,605人、羅臼国後展望塔：30,795人）の水準を上回るものとする。 ＜その他の指標＞ ・四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。 ・啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度新たに民間企業等から協会の取組への協力を得る。	＜主要な業務実績＞ 国民一般に対する情報発信について ・各啓発事業の実施結果等については、引き続き、協会ホームページや SNS において実施後速やかに公表した。 ・広く国民に対して啓発を行うため、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」及び「エリオくん」を活用した SNS での情報発信を引き続き実施するとともに、 SNS キャンペーンを季節ごとに行うなど、訴求性の高い内容の投稿を実施したことにより、読者数及び反応数が大幅に増加した。 ・その他、各事業の実施に当たっては、若年層への訴求重点化及び発信ツールの多様化等に対応し、また県民会議、教育者会議その他民間事業者等と連携・協力して、下記の施策を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 実施した各啓発事業について、実施結果を協会ホームページや SNS を通じて速やかに発信するとともに、 SNS で訴求性の高い内容の投稿を実施するなど、積極的な情報発信に取り組んでいる。 若年層を対象とした啓発の在り方について、パンフレット等の啓発用資料への最新情報の反映、マスキングテープやチャーム付き蛍光ペン、マスコット人形等の啓発用資材の提供に加えて、とりわけ10代から30代までの若年層向けの広報啓発を推進する観点からインターネット動画配信サービスを活用した広告を行うとともに、多様な年齢層や関心度に応じた動画を作成して発信する事業を実施したほか、キャッチコピーの募集を通じて、若年層に重点化した情報発信に新たな手法を取り入れて取り組んでいる。 船舶「えとぴりか」の利活用について、「一般公開」を国内4か所で実施し、北方領土問題に対する関心・理解を広げる成果が得られているほか、他の事業においても研修、学習等の場として船舶「えとぴりか」の利活用に取り組んでいる。 北方領土隣接地域の事業との連携については、引き続き当該地域の紹介等を SNS で発信するほか、北隣協との共催により、船舶「えとぴりか」を活用した「青少年・北方領土クルージング」を実施するなど、効果的な連携に取り組んでいる。
	これらの取組に当たっては、各種啓発事業について、特に若年層の割合の増加を目指し、これまで運動に参加したことがない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。	これらの取組に当たっては、各種啓発事業について、特に若年層の割合の増加を目指し、これまで運動に参加したことがない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。	(イ) (ア)の取組に当たっては、特に若年層を対象に、これまで運動に参加したことがない国民にも接しやすいような啓発の在り方を検討した上で以下の	＜評価の視点＞ ・国民一般に対する情報発信を適切に実施しているか。特に、訴求対象に応じた発信媒体の選択と発信内容の工夫等を通じ、若年	啓発用資料・資材の作成 ・北方領土問題の理解・認識を深めるためのパンフレットについて、最新の日露関係等の情勢内容を更新し、県民会議等に提供し、県民大会、研修会、キャラバン、署名活動等において活用を促すことにより、北方領土問題に対する国民世論の啓発を図った。 ・啓発資材として、マスキングテープ、啓発用	民間事業者との連携については、県民会議と連携して、公共交通機関における広告掲示や商業施設でのパネル展示への協力など、啓発効果を高める取組を実施している。 啓発施設の集客数については、所在する北方領土隣接地域の観光入込客数が令和元年度水準に回復しない中、別海北方展望塔は前年度の実績を上回る集客を得ており、北方館及び羅臼

			事業を実施する。 ○ パンフレット等の啓発用資料・資料の作成 ○ ネット動画を活用した情報発信 ○ 標語・キャッチコピーの募集 ○ 協会ホームページや SNS を利用した、事業実績等コンテンツの速やかな更新などの情報発信 ○ 国民一般、とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための地方イベントと連携した事業	層をはじめとする国民一般の関心と理解を深めることに資するものか。	ボールペン、チャーム付き蛍光ペン、クリアファイル、ポケットティッシュ、マスコット人形等の作成を行い、県民会議や連携する民間団体等を通じて配布することで国民啓発を行った。 ネット動画を活用した情報発信 ・北方領土問題に関し、とりわけ 10 代から 30 代までの若年層向けの広報啓発を推進する観点から、インターネット動画配信サービスを活用した広告を行うとともに、多様な年齢層や関心度に応じた動画を作成して発信する事業を新たに実施した。 ①インターネット動画配信サービスによる広告 広告用の動画を作成し、令和 7 年 1 月 20 日から 2 月 19 日まで、利用者が多い YouTube 及び若年層の利用者が多い Instagram において広告動画を配信し、YouTube は 1,413 万回、Instagram は 1,892 万回表示された。 広告実施後、広告動画は協会ホームページ及び YouTube チャンネルに掲載した。 ②YouTube ショート動画の作成 利用者が多い YouTube 用の 1 分程度のショート動画を下記のとおり様々なテーマで 13 本作成し、協会ホームページ及び YouTube チャンネルに掲載するほか、関係団体への連絡及び SNS への掲載を行い周知した。 ・とってもわかりやすい！北方領土情報 ・1分で学ぶ！近代日露関係の歴史とは？ ・北方領土でキャンプしてみたら・・・ ・挑戦！北方四島の景観クイズ！いくつわかる？ ・北方領土は日本の領土！知ってほしい事実 ・北方四島の大きさクイズ！意外な答えとは？ ・1分でわかる！北方領土の注目スポット紹介	国後展望塔は前年度の集客数を下回ったものの、概ね前年度と同水準の集客を得られた。また、啓発施設来館者の感想及び周辺の観光客の動向等をより正確かつ効率的に把握するため、来館者アンケートの質問項目及び回答・収集手法の見直しを行った。今後、得られた回答データを分析・検証し、来館者の動向を把握するとともに、効果的な集客促進方策の検討等につなげるほか、引き続き、協会 SNS 等において啓発施設を含めた北方領土隣接地域の紹介を積極的に行うこと等により、集客数の増加に努める。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、B と評価する。 ＜課題と対応＞ 質問項目及び回答・収集手法を見直した来館者アンケートの結果等を踏まえ、引き続き、各啓発施設の集客数の増加に努めるとともに、内閣府による啓発施設の在り方等に関する調査研究に協力する。 また、船舶「えとぴりか」の啓発事業への利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。
--	--	--	--	---	--	---

				・ 昔の北方領土ってどんな場所？ ・ 北方領土に近い！隣接地域を巡ってみた ・ 北方領土隣接地域の風景を紹介 ・ 一市四町の絶品グルメ！地元の味を紹介 ・ 北方領土に暮らす動物たち！自然の宝庫 ・ 知ってる？北方領土が見えるスポット5選！ ③現地予習動画の作成 北方領土隣接地域に足を運ぶ前に見てもらい北方領土隣接地域を知ってもらうことや、是非行ってみたいという動機付けになることを意図して、一市四町ごとの動画を5本作成した。 YouTube ショート動画と同様に、協会ホームページ及び YouTube チャンネルに掲載するほか、関係団体への連絡及び SNS への掲載を行い周知した。	
				キャッチコピーの募集 ・ 啓発広報への利用と効果の観点から、これまでの作風にとらわれない作品を募集したいという想いを込めて、令和6年度より、「標語・キャッチコピー」を「キャッチコピー」に改め、「北方領土問題キャッチコピーの募集～みんなのアイデアが力になる～」として実施した。 ・ 5月20日～9月30日にかけて協会ホームページ、公募専門誌及びWEBサイトへの募集を掲載することに加えて、県民会議や教育者会議と連携して、児童・生徒等に応募を促した結果、9,422作品の応募があった。 ・ 選考の結果は以下のとおり。 ＜最優秀賞＞ 「今も昔もこれからも北方領土は日本の領土」 ・ 最優秀賞受賞作品は、啓発資料等に掲載するなど啓発事業において活用した。	
また、四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げる	また、四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げる	(ウ) 北方領土問題に関する関心や理解を広げることが目的に、四島交流事業等		船舶「えとぴりか」の一般公開 ・ 国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、北方領土問題に関する関心や理解を広げることが目的に、船舶「えとぴりか」の船内	

ための取組を促進する。	ための取組を促進する。	使用船舶『えとぴりか』を活用した一般公開等の事業を実施する。		を自由に観覧等できる「一般公開」を、根室市、横浜市、神戸市及び高松市において実施し、延べ7,862人が来場した。 - 全4か所で来場者にアンケートを行ったところ、北方領土関連イベントに初めて参加した来場者の割合は、全体の90%以上となり、北方領土問題に関する関心や理解を広げることができた。 <一般公開の実施実績> <table><tr><th>日程</th><th>実施場所</th><th>来場者数</th></tr><tr><td>7月20日～21日</td><td>根室市</td><td>300人</td></tr><tr><td>10月18日～20日</td><td>横浜市</td><td>3,396人</td></tr><tr><td>10月26日～27日</td><td>神戸市</td><td>2,538人</td></tr><tr><td>11月3日～4日</td><td>高松市</td><td>1,628人</td></tr><tr><td></td><td>(合計)</td><td>7,862人</td></tr></table> - また、北方四島交流北海道推進委員会主催の一般公開が室蘭市において実施されるに際し、協力を行った（10月12日～13日、来場者数839人）。 その他事業における船舶「えとぴりか」の利活用 - 北方領土問題に関する関心や理解を広げることがを目的に、以下の事業において船舶「えとぴりか」を研修、学習等の場として利活用した。 ▶ 北方領土ゼミナールにおける北方領土洋上視察（9月4日）（項目別評定調書Ⅰ - （1） - ②（ア）参照） ▶ 北方領土問題教育委員会関係者現地研修会における北方領土洋上視察（9月26日）（項目別評定調書Ⅰ - （1） - ②（ア）参照） ▶ 北方領土青少年等現地視察事業における船内研修（項目別評定調書Ⅰ - （1） - ②（オ）参照） ▶ 青少年・北方領土クルージング（9月8日）：北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会（北隣協）との共催（本項目別評定調書（エ）参照） ▶ 後継者研修会（9月28日～29日）：千島	日程	実施場所	来場者数	7月20日～21日	根室市	300人	10月18日～20日	横浜市	3,396人	10月26日～27日	神戸市	2,538人	11月3日～4日	高松市	1,628人		(合計)	7,862人	
日程	実施場所	来場者数																					
7月20日～21日	根室市	300人																					
10月18日～20日	横浜市	3,396人																					
10月26日～27日	神戸市	2,538人																					
11月3日～4日	高松市	1,628人																					
	(合計)	7,862人																					

				連盟主催（項目別評定調書Ⅰ - （４） - ①参照） ▶ 北方四島学習会（９月７日）：日本労働組合総連合会主催 ▶ なお、北方四島交流事業洋上セミナー（北方四島交流北海道推進委員会主催）については、９月 23 日の実施を予定していたものの、荒天により洋上での実施は中止となった。	
また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。北方館等の啓発施設についても、情報発信の強化などにより、集客力を向上させる。	また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度、新たに民間企業等から協会の取組への協力を得られるよう努める。	（エ）北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。	北方領土隣接地域の事業との連携 ・ネット動画を活用した情報発信の他にも、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」及び「エリオくん」を主人公にした SNS において、北方領土隣接地域の紹介等を引き続き発信した。 ・北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会（北隣協）との共催により、船舶「えとぴりか」を活用した「青少年・北方領土クルージング」を９月８日に実施し（於：北海道根室市）、北方領土隣接地域在住の青少年等 54 人が参加した。		
		（オ）（イ）の事業を含め、民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」等とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、新たに民間企業等から協会の取組に対する協力を得られるよう努める。			
	北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方	（カ）北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方			
			啓発施設 ・啓発施設が所在する北方領土隣接地域の令和 6 年度の観光入込客数が新型コロナウイル		

		展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化などにより、各年度の集客数が前中期目標期間の新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた年度平均の水準を上回るよう努める。	館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化や来館者アンケートの見直しなどにより、集客数が前中期目標期間の新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた年度平均の水準を上回るよう努める。		ス感染症の影響を受ける令和元年度以前の水準に回復していないところ、令和6年度における北方館(根室市)の来館者数は105,428人(基準値:130,789人)、別海北方展望塔(別海町)の来館者数は92,095人(基準値:74,605人)、羅臼国後展望塔(羅臼町)の来館者数は27,193人(基準値:30,795人)であった。 ・啓発施設来館者の感想及び周辺の観光客の動向等をより正確かつ効率的に把握するため、各施設の来館者アンケートの質問項目及び回答・収集手法の見直しを行った。具体的には、質問項目について、来館者の属性や全体的な感想に加えて、来館前後の行動予定や展示内容・手法に関する満足度・分かりやすさ等に関する項目を追加するとともに、回答・収集手法を、紙媒体のみから紙媒体及びオンラインフォームの2つに拡充した。その結果、令和6年度は来館者アンケートの回答数が増加した。令和7年度以降、得られた回答データを分析・検証し、来館者の動向を把握するとともに、効果的な集客促進方策の検討等につなげる。	
--	--	--	---	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 人 年度評価 セグメント別評価調書兼項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（2）	四島交流事業		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成 31 年 1 月 25 日、内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号）第二	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 2 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条の 2
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度				
各事業に関連する情報発信の件数	一事業当たり協会から 100 件以上、参加者(50 人を想定)から 300 件以上	一事業当たり協会から 100 件、参加者（50 人を想定）から 300 件	※全ての交流事業を実施することができず、事業成果に関する発信はなし。	※全ての交流事業を実施することができず、事業成果に関する発信はなし。				予算額（千円）	318,688	265,022	
								決算額（千円）	223,347	238,246	
								経常経費（千円）	217,155	239,433	
								経常利益（千円）	101,199	26,152	
								行政コスト（千円）	217,155	239,433	
								従業人員数	4 人	5 人	

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に	北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、各年度の計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関	① 日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等に機動的かつ適切に対応することを前提として、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の	<主な定量的指標> ・各事業に関連する情報発信が一事業当たり協会から 100 件以上、参加者（50 人を想定）から 300 件以上行われるよう、協会は必要な措置を講ずる。 <その他の指標>	<主要な業務実績> ・北方四島在住ロシア人と元島民及び返還運動関係者等との相互交流について、全 6 回（訪問事業 4 回、受入事業 2 回）の実施を計画し、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により事業の実施の見通しが立たない状況が続く中、北方四島側実施団体との合意等に向け、接触を図った。 ・事業実施に懸念がある状況であるものの、当該事業が再開できる状況となった際に、高齢	<評価と根拠> 評価：B 北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流について、結果として見送りを余儀なくされたものの、試験運航の実施を通じ、船内の感染症対策等の確認を行い、事業の再開に万全を期すとともに、四島交流等事業の実施の見通しが立たない間の別途の事業に係る必要な検証等を行い、有意な結果を得ている。

実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。	係者等との相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。	解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施する。 また、事業の安全かつ安定的な継続実施のため、四島交流事業等使用船舶『えとぴりか』の利用に係る調査をあわせて行う。	・各事業に関連する情報発信を積極的に行うため、協会は従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。 ・国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。 ・交流プログラムについて、相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。 ・前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を実施する。	となった元島民等の参加者が安心して四島交流等事業に参加し、船舶「えとぴりか」の安全かつ安定的な運航を確実なものとするため、船内の感染症対策や四島交流等事業の実施の見通しが立たない間の別途の事業に係る検証等を目的とした試験運航を7月 17 日～18 日に実施し、23 人が参加した。 ・事業が再開できる状況となった際に、安全かつ安定的な運航が可能となるよう万全の対応をとっていたものの、日露関係等の情勢に目立った進展は見られず、結果として事業の見送りを余儀なくされた。 ・なお、四島交流等事業の実施の見通しが立たない間、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため、別途の事業として、船舶「えとぴりか」を使用した洋上慰霊を、関係機関との共催により実施した（詳細は項目別評定調書Ⅰ - （4） - ③を参照。）。 ・事業の安全かつ安定的な継続実施のため、船舶「えとぴりか」の利用に係る調査を行い、業者の調達や有識者からのヒアリング等を行った。	また、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、一般公開を始め、船舶「えとぴりか」の各種啓発事業への利活用に努めている。
加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての徹底的かつ継続的な情報発信（事業参加者による積極的な発信の推進を含む。）、事業参加者による事後活動を推進する。	加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。各事業に関連する情報発信を積極的に行うため、従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。また、事業に関連する情報発信が一事業あたり協会から 100 件以上、参加者（50 人を想定）から 300 件以上行	② 国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。また、各事業に関連する情報発信を積極的に行うため、従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。また、事業に関連する情報発信が一事業あたり協会から 100 件以	<評価の視点> ・各年度の計画に基づき、各事業を適切に実施しているか。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応しているか。	・日露関係等の情勢により、実績なし。 ・なお、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、船舶「えとぴりか」を利活用した事業を、以下のとおり実施した（詳細は項目別評定調書Ⅰ - （1） - ③（ウ）を参照）。 ▶ 北方領土ゼミナールにおける北方領土洋上視察（項目別評定調書Ⅰ - （1） - ②（ア）参照） ▶ 北方領土問題教育委員会関係者現地研修会における北方領土洋上視察（項目別評定調書Ⅰ - （1） - ②（ア）参照） ▶ 北方領土青少年等現地視察事業における船内研修（項目別評定調書Ⅰ - （1） - ②（オ）参照） ▶ 一般公開（根室市・横浜市・神戸市・高松市）（項目別評定調書Ⅰ - （1） - ③（ウ）参照） ▶ 一般公開（室蘭市）：北方四島交流北海道推	<課題と対応> 日露関係等の情勢により本事業の実施が見通せない状況ではあるものの、引き続き関係府省等と緊密に連携し、今後の日露関係等の情勢の変化に適切に対応し、事業が再開可能な状況となった際には、速やかに実施できるよう準備を整えるとともに、船舶「えとぴりか」の利活用方策等を実施する。 また、四島交流等事業に使用する船舶の利用に係る調査を引き続き行う。

	われるよう必要な措置を講ずる。	上、参加者から 300 件以上行われるよう必要な措置を講ずる。		進委員会主催（項目別評定調書Ⅰ - （１） - ③（ウ）参照） ▶ 青少年・北方領土クルージング：北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会（北隣協）との共催（項目別評定調書Ⅰ - （１） - ③（エ）参照） ▶ 後継者研修会：千島連盟主催（項目別評定調書Ⅰ - （４） - ①参照） ▶ 北方四島学習会：日本労働組合総連合会主催 ▶ なお、北方四島交流事業洋上セミナー（北方四島交流北海道推進委員会主催）については、９月 23 日の実施を予定していたものの、荒天により洋上での実施は中止となった。	
交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。	交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。 また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。	③ 交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を実施する。		・日露関係等の情勢により、実績なし。	
	前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を実施する。	④ 前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を図る。		・日露関係等の情勢により、実績なし。	

	毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。	毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。	⑤ 事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。		・日露関係等の情勢により、実績なし。	
--	---	---	---	--	--------------------	--

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

様式１－１－４－１　中期目標管理法　人　年度評価　セグメント別評定調書兼項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－（３）	調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 3 号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000281

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
各年度における調査研究結果の引用件数	前年度の水準以上	14 件	14 件 ※R4 年度 実績：12 件	16 件				予算額（千円）	27,213	51,871			
各年度における調査研究結果の利活用件数	前年度の水準以上	757 件	757 件 ※R4 年度 実績：528 件	760 件				決算額（千円）	10,826	29,036			
								経常経費（千円）	10,476	29,022			
								経常利益（千円）	16,936	22,835			
								行政コスト（千円）	10,476	29,022			
								従業員数	4 人	5 人			

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとつ	北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとつ	① 北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係	<主な定量的指標> ・各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、前年度の水準（引用件数：14件、利活用件数：757件）以上とする。	<主要な業務実績> ・元島民の体験談の記録・収集等を安定的に実施できるよう、北方領土ストーリーテリング・アーカイブ（戦前の北方領土での生活や文化等を窺い知ることのできる写真や実物資料、元島民の体験談を記録した映像等、関係機関が保有する北方領土関連資料の中から、複数の多角的な	<評定と根拠> 評定：B 北方領土ストーリーテリング・アーカイブのシステム構築のための要件定義等業務を実施し、本アーカイブシステム構築に必要な先行事例の調査、提供予定コンテンツのメタデータ等整備、機能等要件の検討等を行い、設計・開発の基

	て最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。各調査研究成果については、積極的に発信し、利活用を促進する。また、調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせ、一般国民の閲覧に供したり、啓発・教育のためのツールとして活用したりできるものとする。	て最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。その際には、前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。 前中期目標期間に得た評価の多くが、元島民の資料収集事業を評価する意見であった。このような意見及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、今中期目標期間においては、元島民の体験談の記録・収集等を行う。あわせて、本事業の安定的な実施を確保するための体制整備も行う。	機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。その際には、前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。 前中期目標期間に得た評価の多くが、元島民の資料収集事業を評価する意見であった。このような意見及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、今中期目標期間においては、デジタル手法の活用も視野に入れて元島民の体験談の記録・収集等を行う。 令和6年度においては、デジタル・アーカイブ・システムの要件定義等を行う。	＜その他の指標＞ ・前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。 ・調査研究結果について、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ周知を行う仕組みを構築し、積極的に周知を行う。 ・調査研究の結果や収集資料等を組み合わせた啓発資料・教育のためのツールを作成する。 ＜評価の視点＞ ・返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する調査研究を実施しているか。	資料を連携させて視覚化することで、ストーリーを描き出し、当時の北方領土で営まれていた暮らしや文化を様々な角度から直感的に訴えかけることができる仕組みのこと。以下「アーカイブ」という。)の構築に向けて取組を進めた。令和6年度は、令和5年度に内閣府により実施された「北方領土ストーリーテリング・アーカイブ構築のための調査」の結果示された、北方領土ストーリーテリング・アーカイブの基本概念を踏まえて、アーカイブシステム構築のための要件定義等業務を以下のとおり実施した。 ○デジタル・ストーリーテリング等に関するユースケース収集 アーカイブシステム構築に向けた先行事例調査として、デジタル・ストーリーテリングのコンテンツの提供や、ワークショップ等により活用を行う以下の機関、有識者等へのヒアリング、情報収集等を実施した。 ▶ 東京大学（有識者ヒアリング） デジタル・ストーリーテリングの構築やワークショップ等の利活用に関する基本的な考え方、留意点等 ▶ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館 メタ資料学センター（有識者ヒアリング） 複数機関と連携するデジタルアーカイブにおける資料のキュレーション、公開のワークフロー等 ▶ 独立行政法人国立美術館 国立映画アーカイブ（担当者ヒアリング） 著作権者等、権利者不明の映画等映像資料や、デジタルデータで作成された映画等の収集、デジタル利用等の状況 ▶ 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所（有識者ヒアリング） 古典籍、地理情報等のオープンデータとしての公開、運用等 ▶ 国立国会図書館（担当者ヒアリング） 我が国が保有する様々な分野のコンテン	礎となる要件定義書等の技術文書を整備している。 調査研究結果の引用件数及び利活用件数について、いずれも基準値を達成している。 収集等事業において収集した北方領土関連資料を「北方領土バーチャル資料館」において公開しており、これらの利活用が図られるよう、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関を含めて広く国民に周知している。 啓発・教育のためのツールとして、収集等事業において収集した資料を用いた展示用パネルを作成している。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 北方領土ストーリーテリング・アーカイブに係る要件定義等の内容を踏まえ、本アーカイブシステムの設計・開発等所要の業務を実施する。
--	---	--	---	---	--	--

				ツのメタデータを検索、閲覧等できるジャパンサーチの開発・運用、各機関との連携協力の状況等 ▶ 慶應義塾大学（有識者ヒアリング） オーラルヒストリー及びワークショップの実践等 ▶ 国土交通省（情報収集） 地理情報システム（GIS：Geographic Information System）を公開する“PLATEAU”を対象として、三次元（3D）データを活用したストーリーテリング型GISに関する今後の展望、技術的課題等 ○メタデータ及びデジタルコンテンツの整備 令和5年度の内閣府調査により作成された「史料リスト」を元に、関係機関が保有する北方領土関連資料を、地域、年代、収集方法等の別に整理、体系化した上で、著作物の有無等の権利状況も踏まえて公開可否について検討し、本アーカイブにおいて提供可能な資料を評価、選別した。 ○権利処理運用指針の検討 本アーカイブを通じて提供を想定する資料に含まれる著作物、写真等の個人に関する情報等について、公衆送信を行う上での課題の所在を特定するとともに、公衆送信を可能とするための権利への対応に関する業務フローを整備した。 ○デジタル・ストーリーテリングのプロトタイプ作成 令和5年度の内閣府調査により示された基本概念において、本アーカイブがデータベース機能とGISプラットフォーム機能の2つを有するものとされているところ、後者の機能について、既存のデジタル資料データを用いて4つのストーリーを設定し、基礎的な検証システムを構築した。 ○要件定義書の策定 上記の検討を経て、本アーカイブシステムの設計・開発等に必要となる機能要件、非機能要件等を定める要件定義書を作成した。策定に当たっては、意見招請を実施し、各要件	
--	--	--	--	--	--

				の適否等について広く事業者からの意見を求めた。	
	調査研究成果については、積極的に発信し利活用を推進するとともに、各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、前年度の水準以上とするよう努める。また、調査研究結果について、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ周知を行う仕組みを構築し、積極的に周知を行う。	② 調査研究結果について、積極的に発信し利活用を推進するとともに調査研究結果の引用・利活用の件数を前年度の水準以上とする。		・協会ホームページにおいて、平成 23 年度以降の調査研究成果を公表しているところ、令和 6 年度における調査研究結果の引用件数は 16 件（基準値：14 件）、利活用件数は 760 件（基準値：757 件）であった。	
		③ 県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ積極的に調査研究結果を周知する。		・令和 2～4 年度に実施した「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」（以下「収集等事業」という。）において収集した古写真及び古地図等の北方領土関連資料を「北方領土バーチャル資料館」において公開しており、これらの利活用が図られるよう、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関を含めて広く国民に周知した。	
	調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせた啓発・教育のためのツールを作成する。	④ 調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせた啓発・教育のためのツールを作成する。		・収集等事業において収集した資料を用いて、各種啓発事業で活用可能な展示用パネル（5 枚組 1 セット）を作成した。	

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
・特になし。

様式１－１－４－１ 中期目標管理法 人 年度評価 セグメント別評価調書兼項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（４）	元島民等の援護		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成31年1月25日、内閣府・外務省・国土交通省告示第1号）第三	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第11条第4号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第5条、第5条の2
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID：000281

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	基準値	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度				
								予算額（千円）	335,960	291,498	
								決算額（千円）	235,536	236,304	
								経常経費（千円）	228,659	235,962	
								経常利益（千円）	107,707	55,194	
								行政コスト（千円）	228,659	235,962	
								従業員数	4人	4人	

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行う。	元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう助言を含めた支援をきめ細かく行	① 元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう、助言を含めた	＜主な定量的指標＞ ・なし ＜その他の指標＞ ・元島民等の活動支援について、活動ごとに効果的な実施等のための助言をきめ細かく実施する。	＜主要な業務実績＞ 元島民等が行う活動に対する支援 元島民等により構成される千島連盟が実施する以下の各事業に対して支援を行った。 ○元島民等による返還運動推進事業 ・北方領土返還要求署名活動及び全国で収集された署名の編さん及び管理等業務を行った。 ＜令和6年度北方領土返還要求署名収集数＞ 482,698名	＜評価と根拠＞ 評価：B 千島連盟により実施される元島民等による返還要求運動や後継者育成等の活動について、各事業の実施に際して、実施計画と実施報告を聴取し、事業実施状況をモニタリングするとともに、経費使用について検証を行うなど適切に支援している。 北方地域元居住者研修・交流会について、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係

		う。	支援をきめ細かく行う。	＜評価の視点＞ ・元島民等が行う活動への支援を適切に行っているか。 ・自由訪問への支援について、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施しているか。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応しているか。 ・航空機による特別墓参について、適切に実施しているか。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応しているか。	昭和40年8月15日から令和7年3月31日まで 《署名収集総数》94,556,080名 ・千島連盟の広報紙『返せわれらが故郷―齒舞・色丹・国後・択捉―』の発行、千島連盟及び各支部による啓発活動や研修会等、北方四島での体験等を語り伝える「北方領土の語り部」事業を実施した。 ○後継者対策推進事業 ・後継者活動委員会を開催（5月29日及び10月22日）するほか、中央アピール行進（12月1日）及び高知市における署名・啓発活動（11月14日～18日）に後継者活動委員計4名を派遣した。 ・後継者活動促進全国セミナーを開催した。 ・北方領土問題地域学習会を2回開催した（12月1日及び12月22日）。 ・後継者キャラバンを島根県（令和7年2月20日～23日）において実施した。 ○北方領土関連資料保存整備事業 ・過去の自由訪問事業（本項目別評定調書③参照）において撮影した写真及び当時の新聞記事等を整理し、元島民等の寄稿文とあわせてまとめ、「自由訪問アーカイブ～20年を振り返って～ 択捉島編」として発行した。 ・元島民等が保有する資料及び写真等を収集・整理するとともに、広く関連資料や図書を収集し、保存・整備した。 ○後継者研修会事業 ・令和2年度以降、北方四島への訪問事業が実施できておらず、船舶「えとぴりか」を知らない後継者が増えている状況にあることから、次代を担う後継者の拡大を図るため、船舶「えとぴりか」を利用し、後継者研修会を開催した（9月28日～29日）。 ○後継者派遣研修事業 ・後継者語り部の育成を図るため、実践の機会として、活動経験の浅い後継者（3世、4世）	等の情勢により四島交流等事業の実施の見通しが立たない状況が続き、開催の見送りを余儀なくされたものの、洋上慰霊において、元島民等と後継者との交流会を実施するなど、元島民等の相互連帯強化の機会の提供に取り組んでいる。 自由訪問及び航空機による特別墓参について、日露関係等の情勢により、結果としてすべての事業の見送りを余儀なくされたものの、関係機関と連携して、洋上慰霊（全7回）を実施するなど、適時・適切な支援を実施している。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 自由訪問及び航空機による特別墓参については、日露関係等の情勢により実施が見通せない状況ではあるものの、引き続き関係府省等と緊密に連携し、今後の日露関係等の情勢の変化に適切に対応する。
--	--	----	-------------	--	--	--

				を船舶「えとぴりか」の一般公開へ派遣し、来場者への説明や講演を実施した。									
		② 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため、「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。		北方地域元居住者研修・交流会 - ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により四島交流等事業の実施の見通しが立たない状況が続き、四島交流等事業とあわせて開催する本会についても、結果として見送りを余儀なくされた。 - なお、洋上慰霊（本項目別評定調書③参照）において、元島民等と後継者との交流会を開催した。									
北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について着実に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。	北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等にかつ適切に対応することを前提として、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。	③ 北方四島へのいわゆる自由訪問への支援等について、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等にかつ適切に対応することを前提として、計画に基づき、各回、適切に実施する。なお、訪問する元島民等に対しては、事前研修を行う。		自由訪問への支援 - 千島連盟を実施主体とした自由訪問に対して支援を行っており、令和6年度は、千島連盟により全7回の訪問を計画したところ、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、事業の実施の見通しが立たない状況が続いた。 - このような状況の中、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため、別途の事業として、関係機関（千島連盟及び北海道）との共催により、船舶「えとぴりか」を使用した洋上慰霊（全7回）を実施し、延べ503人が参加した。令和6年度は、参加者の相互の交流をより深められるよう、各回において元島民等と後継者との交流会を開催するとともに、船内での宿泊を伴う日程を設けた。 - 洋上慰霊の実施に先立ち、船舶「えとぴりか」の試験運航（項目別評定調書Ⅰ - （2） - ①参照）において、洋上慰霊の実施に係る検証等のため、国後島（南北の各コース）及び歯舞群島それぞれのコースにおける慰霊ポイントの確認、慰霊式の配置及び参加者の導線等の確認を併せて行うことにより、安全かつ安定的な運航を確実なものとした。 <洋上慰霊の実施実績> <table><tr><td>回次</td><td>日程</td><td>コース</td><td>人数</td></tr><tr><td>第1回</td><td>8月20日</td><td>国後島南</td><td>80人</td></tr></table>	回次	日程	コース	人数	第1回	8月20日	国後島南	80人	
回次	日程	コース	人数										
第1回	8月20日	国後島南	80人										

				<table><tr><td>第2回</td><td>8月25日</td><td>歯舞群島</td><td>72人</td></tr><tr><td>第3回</td><td>8月29日</td><td>国後島南</td><td>73人</td></tr><tr><td>第4回</td><td>9月2日</td><td>歯舞群島</td><td>76人</td></tr><tr><td>第5回</td><td>9月10日 ～11日</td><td>国後島北</td><td>74人</td></tr><tr><td>第6回</td><td>9月15日 (※1)</td><td>歯舞群島</td><td>62人</td></tr><tr><td>第7回</td><td>9月21日</td><td>国後島南(※2)</td><td>66人</td></tr><tr><td colspan="3">(合計)</td><td>503人</td></tr></table> (※1) 荒天のため、慰霊式は翌16日に順延の上、実施。 (※2) 荒天のため、慰霊式は根室港岸壁に係留した船内において実施。 ・令和6年度は、日露関係等の情勢に目立った進展は見られず、結果として事業の見送りを余儀なくされた。 航空機による特別墓参の実施 ・自由訪問と同様に、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、結果として事業の見送りを余儀なくされた。 事前研修会の実施 ・自由訪問及び航空機による特別墓参ともに見送りを余儀なくされたことから、事前研修を行う機会はなかった。	第2回	8月25日	歯舞群島	72人	第3回	8月29日	国後島南	73人	第4回	9月2日	歯舞群島	76人	第5回	9月10日 ～11日	国後島北	74人	第6回	9月15日 (※1)	歯舞群島	62人	第7回	9月21日	国後島南(※2)	66人	(合計)			503人	
第2回	8月25日	歯舞群島	72人																														
第3回	8月29日	国後島南	73人																														
第4回	9月2日	歯舞群島	76人																														
第5回	9月10日 ～11日	国後島北	74人																														
第6回	9月15日 (※1)	歯舞群島	62人																														
第7回	9月21日	国後島南(※2)	66人																														
(合計)			503人																														

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
・特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 セグメント別評価調書兼項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－（5）	北方地域旧漁業権者等への融資		
業務に関連する政策・施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成 31 年 1 月 25 日、内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号）第三	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 6 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 5 条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：000285

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
融資の相談等の件数	前中期目標 期間最終年 度相談件数 以上	472 件 (R4 年度)	505 件	522 件				予算額（千円）	175,694	152,813			
								決算額（千円）	154,054	141,902			
各年度における貸付 債権に占める金融再 生法開示債権比率	委託金融機 関の平均金 融再生法開 示債権比率 以下に抑制	3.86%	1.49% ※基準値 4.04%	1.41%				経常経費（千円）	148,996	151,699			
								経常利益（千円）	0	0			
								行政コスト（千円）	148,996	151,699			
								従業員数	9 人	9 人			

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を以下のとおり行う。 また、各種事業の実施に当たっては、根室連絡	＜主な定量的指標＞ ・融資の相談等の件数を前中期目標期間最終年度件数以上とする。 ・各年度における貸付債権に占める金融再生法開示債権比率を委託金融機関の金融再	＜主要な業務実績＞ 相談件数の増加 ・協会からの積極的な情報発信、千島連盟等関係機関との連携、協会根室連絡所設置のパソコンによるオンライン相談等を実施したことにより、令和 6 年度の相談件数は 522 件(基準値：472 件) となり、目標を達成した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 融資の相談等の件数について、借入資格者や資格承継対象者に対して、特に死後承継手続漏れ防止や直近完済者への利用促進等、目的や対象を重点化したダイレクトメールを発送したこと、それに対するフォローコールを実施したこと、休日を含めて融資相談会を 2 回実施した	

	み、親身になってきめ細かな相談やサービスを行う。	み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行い、個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増となるよう努める。	所に設置のオンライン面談システム等の積極的な活用も図る。 ① 相談件数の増加 適切な融資事業の実施のため親身で細やかな相談やサービスを行うこととし、その相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増とする。なお、相談対応については、貸付に係る相談のほか、承継や返済に関する条件変更等に係る相談を含め、融資事業の目的に沿った親身な説明に努める。 また、相談件数の増加を図るため、以下の施策を実施することとする。 ○ 融資対象者や承継手続ができる可能性が高い世帯へのダイレクトメールや協会ホームページ等の各種媒体や手段により、融資事業の制度や内容等の周知徹底に努める。 ○ ダイレクトメール等の発送後、一定の条件に基づき、借入需要が見込まれる者に対し、フォローコールを実施し内容等の理解や制度利用の一層の促進を図る。 ○ 融資相談会は相談者の利便性を考慮し休日を含めた開催	生法開示債権比率の平均値以下に抑制する。 ＜その他の指標＞ ・融資対象者や承継手続ができる可能性が高い世帯へ、ダイレクトメールや協会ホームページ等の各種媒体や手段で融資事業の制度や内容等を周知しているか。 ・ダイレクトメール等の発送後、借入需要が見込まれる者に対し、フォローコールを実施しているか。 ・融資相談会は休日を含めた開催を2回行っているか。 ・社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、融資メニューの見直しを実施しているか。 ＜評価の視点＞ ・融資対象者による適切な融資制度利用が図られているか。 ・借入者の返済能力等を勘案しつつ審査を行っているか。 ・債権管理を適切に行っているか。	○融資事業の制度・内容等の周知 ・融資制度及び借入資格承継制度等の内容周知及び利用促進等を図るため、借入資格者や資格承継対象者に対してダイレクトメールを発送した（8回、計13,374件）。 ・平成31年4月以降に死亡された方の死後承継手続については期限があるため、手続漏れを防止するためダイレクトメールを発送しフォローコールを実施した。 ・新たな取組として、直近完済者に対し利用促進のダイレクトメールを発送しフォローコールを実施した。 ・千島連盟の郵送物に協会の融資制度及び借入資格承継等に関する案内を同封し、周知推進を図った。 ・協会ホームページでの案内掲載やダイレクトメール等により、オンラインでの相談が随時利用可能であることを周知した。 ○融資相談会 ・融資相談会を北海道根室市において2回開催し（8月及び令和7年1月、いずれも休日を含む。）、相談を受け付けた。 ○千島連盟支部総会における融資説明会 ・千島連盟の各支部総会において融資説明会を10回実施した。	こと等により、令和6年度は目標値である472件を上回る522件の相談を受付している。 関係機関実務担当者会議等を通じて、北方領土隣接地域の漁業協同組合及び関係金融機関等との連携の促進を図っている。さらに、令和6年9月の能登豪雨により被災した借入資格者のための「電話相談窓口」を設置し、ホームページで周知した。 千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会等を通じて、融資制度利用者のニーズの把握に努めるほか、より使いやすい融資メニューとなるよう検討を行うなど、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、融資メニューの必要な見直しの検討を引き続き行っている。 的確な審査、定期的な督促励行、関係機関との情報連携等、適切な管理を行った結果、貸付債権に占める金融再生法開示債権比率について、令和6年度は1.41%であり、目標値である3.86%以下に抑制されている。 以上により、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 元島民及び旧漁業権者の置かれている特殊な地位等に鑑み、引き続き、親身で細やかな相談やサービスを行うとともに、財務内容の健全性維持のため、債権管理を適切に行い、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を抑制する。
--	---------------------------------	---	--	--	--	---

		を2回行う。 ○ 元島民等により構成される（公社）千島歯舞諸島居住者連盟（以下「千島連盟」という。）の支部総会における融資説明会や融資相談会を各支部の意向を踏まえて開催する。															
また、関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。	関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。	② 関係金融機関との連携強化 融資制度利用の活性化・円滑化を図るため、以下の会議を開催する。 ○ 関係機関（転貸組合、委託金融機関等）実務担当者会議（4月予定） また、地域経済の変化、感染症、自然災害等、融資事業への影響が懸念される事態が生じた際には、速やかに関係金融機関へ状況の聞き取りを行う等、更なる連携強化を行う。		<table><tr><td colspan="2">関係金融機関との連携強化</td></tr><tr><td colspan="2">○制度利用の活性化・円滑化</td></tr><tr><td colspan="2">・4月18日に「関係機関実務担当者会議」を開催し（於：北海道札幌市）、融資制度の内容等に関する意見交換を行い、融資制度利用の一層の円滑化・促進を図った。</td></tr><tr><td colspan="2"><関係機関実務担当者会議></td></tr><tr><td>出席者</td><td>転貸組合、委託金融機関、関係市町村（根室市等）、内閣府、水産庁、北海道等 35人</td></tr><tr><td>事項</td><td>・令和5年度貸付業務経過報告、令和6年度貸付計画 ・貸付利率の一部変更について ・借入資格の承継制度について</td></tr></table> ○更なる連携強化策 ・北方領土隣接地域の漁業協同組合を訪問し、後述する融資メニューの見直しに係るアンケートに対するヒアリングのほか、融資制度・承継制度についての意見交換を実施し、連携の強化を図った。 ・関係金融機関と金融情勢や地域経済の動向等について情報交換を行った。 ・令和6年9月能登豪雨について、地元金融機関から情報収集の上、被災した借入資格者のための「電話相談窓口」を、同年9月26日に設置し、ホームページで周知した。	関係金融機関との連携強化		○制度利用の活性化・円滑化		・4月18日に「関係機関実務担当者会議」を開催し（於：北海道札幌市）、融資制度の内容等に関する意見交換を行い、融資制度利用の一層の円滑化・促進を図った。		<関係機関実務担当者会議>		出席者	転貸組合、委託金融機関、関係市町村（根室市等）、内閣府、水産庁、北海道等 35人	事項	・令和5年度貸付業務経過報告、令和6年度貸付計画 ・貸付利率の一部変更について ・借入資格の承継制度について	
関係金融機関との連携強化																	
○制度利用の活性化・円滑化																	
・4月18日に「関係機関実務担当者会議」を開催し（於：北海道札幌市）、融資制度の内容等に関する意見交換を行い、融資制度利用の一層の円滑化・促進を図った。																	
<関係機関実務担当者会議>																	
出席者	転貸組合、委託金融機関、関係市町村（根室市等）、内閣府、水産庁、北海道等 35人																
事項	・令和5年度貸付業務経過報告、令和6年度貸付計画 ・貸付利率の一部変更について ・借入資格の承継制度について																
融資メニューについては、社会情勢や利用者	融資メニューについては、社会情勢や利用者	③ 利用者ニーズの把握等		<table><tr><td>利用者ニーズの把握等</td></tr><tr><td>○利用者ニーズの収集</td></tr></table>	利用者ニーズの把握等	○利用者ニーズの収集											
利用者ニーズの把握等																	
○利用者ニーズの収集																	

	ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。見直しに当たっては、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化して分析を行うとともに、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、不断に検討を行い、関係機関とも協議の上、できる限り早期に改定の具体的な内容等を決定する。	ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。見直しに当たっては、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化して分析を行うとともに、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、不断に検討を行い、関係機関とも協議の上、できる限り早期に改定の具体的な内容等を決定するよう努める。 ①及び②で実施する各種説明会、相談会及び会議並びに関係金融機関への意見聴取を通して利用者ニーズの収集を行い、現在の融資メニュー全般に関する分析結果、資格者からの要望、公的機関等の統計データ及び社会情勢等を勘案し、融資メニューの必要な見直しの検討を行う。 見直しの結果、メニューの改定を行う際には、関係機関とも協議の上、出来る限り早期に具体的な内容等を決定するように努める。 (ア) 千島連盟の道内及び富山県での支部総会への出席並びに千島連盟支部長・啓発推進員北対協融資業務研修会（5月予定）の実施により、参加者からニーズを収集する。 (イ) 関係機関実務担当者会議における情報交換及び融資事業の制度や内容等の出張説明会により、委託金融機関や転貸組合に寄せられる融資対象者からのニーズを収集する。 (ウ) 社会情勢の把握の一環として、協会融資の金利や貸付条件等の指標及び参考となる貸付制度の改定動		・ 5月 28 日に北海道札幌市で「千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会」を開催し、意見・要望等の収集を行った。 ＜千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会＞ <table><tr><td>参 加 者</td><td>千島連盟各支部長、啓発推進員等</td></tr><tr><td>会議内容</td><td>・ 令和 5 年度貸付業務経過報告、令和 6 年度貸付計画 ・ 貸付利率の一部変更について ・ 借入資格の承継制度について</td></tr></table> ・ 電話による相談等受付時には、利用者ニーズの把握に努めた。 ・ 令和 6 年度において聴取した主な意見・要望等は、以下のとおり。 － 無保証人貸付の拡大 － 資格要件の緩和 － 承継及び借入制度の周知徹底 ○融資メニューの見直し ・ 北方領土隣接地域の漁業協同組合に対し融資制度や承継制度についてのアンケートを実施した。さらにその詳細をヒアリングするため訪問し、ニーズの把握に努めた。 <table><tr><td>実施内容</td><td>アンケートの詳細ヒアリング</td></tr><tr><td>日程・相手先金融機関</td><td>[日程] 11 月 6 日～8 日 [金融機関] 北方領土隣接地域 7 漁業協同組合</td></tr></table> ・ 協会に寄せられる借入資格者からの要望を踏まえ、より使いやすい融資メニューとなるよう検討を行った。 ・ 検討の結果、融資メニューの見直し（住宅資金のうち貸付金額が 500 万円以下かつ協会が直接貸付を行うものについて保証人を不要とする貸付の取扱いの開始及び修学資金における修学者の人数制限の廃止）を行い、令和 7 年 4 月 1 日より施行した。 ・ 引き続き、利用者ニーズの収集を行い、現在の融資メニュー全般に関する分析結果、公的機関等の統計データ及び社会情勢等を勘案	参 加 者	千島連盟各支部長、啓発推進員等	会議内容	・ 令和 5 年度貸付業務経過報告、令和 6 年度貸付計画 ・ 貸付利率の一部変更について ・ 借入資格の承継制度について	実施内容	アンケートの詳細ヒアリング	日程・相手先金融機関	[日程] 11 月 6 日～8 日 [金融機関] 北方領土隣接地域 7 漁業協同組合	
参 加 者	千島連盟各支部長、啓発推進員等												
会議内容	・ 令和 5 年度貸付業務経過報告、令和 6 年度貸付計画 ・ 貸付利率の一部変更について ・ 借入資格の承継制度について												
実施内容	アンケートの詳細ヒアリング												
日程・相手先金融機関	[日程] 11 月 6 日～8 日 [金融機関] 北方領土隣接地域 7 漁業協同組合												

		向に関する情報収集を定期的に行うとともに、地域経済の変化、感染症、自然災害等、融資事業への影響が懸念される事態が生じた際には、速やかに関連情報の収集を行い、融資メニューの必要な見直しの参考とする。		し、融資メニューの必要な見直しの検討を行う。	
	融資事業継続の基礎となる貸付業務勘定の財務内容健全性維持のため、債権管理を適切に行い、各年度において、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を協会と取引のある委託金融機関の平均金融再生法開示債権比率以下に抑制する。	④ 融資事業の適切な維持・継続 融資事業継続の基礎となる貸付業務勘定の財務内容健全性維持のため、債権管理を適切に行い、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を協会と取引のある委託金融機関の前年度平均金融再生法開示債権比率以下に抑制する。		融資事業の適切な維持・継続 ・基準値となる委託金融機関 12 機関^(※)の金融再生法開示債権比率の平均値が 3.86%であるところ、協会の令和 6 年度の同比率は 1.41%であり、基準値以下に抑制した。 (※) 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、三井住友信託銀行、東日本信用漁業協同組合連合会、大地みらい信用金庫、釧路信用金庫、旭川信用金庫、苫小牧信用金庫、留萌信用金庫、渡島信用金庫、にいかわ信用金庫 ・融資利用者に対する親身な相談及び的確な審査に努め、回収面では定期的な督促励行や関係機関との情報連携を図った。 ・借入資格者の高齢化が進む中、融資事業の根拠法令の趣旨も考慮しながら、債権保全に留意しつつ、極力資格者の要望に沿った貸付を行えるよう審査を行った。	
		⑤ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。		法人資金の停止 ・法人資金については、平成 20 年度以降、取扱いを停止している。	

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の削減率	本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7 %削減する	7,115 千円 (人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。)	6,757 千円 (5.0%減)	6,722 千円 (5.5%減)				
業務経費の削減率	毎年度、前年度比－1 %	令和4年度予算額718,318 千円 (一時経費等を除く)	一般業務勘定7,184 千円の効率化 (1 %)	一般業務勘定7,109 千円の効率化 (1 %)				

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
4. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 業務の見直し 本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを発揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し、国民世論の啓発を中心に、事業の有効性や費用対効果の検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 業務の見直し 本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを発揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し、国民世論の啓発を中心に、本中期目標の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性や	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 業務の見直し 国民世論の啓発を中心に、本中期目標の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性や費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止、新規事業の創設、人員配置の見直し、職員の関与の	<主な定量的指標> 【業務運営の効率化に伴う経費節減等】 ・運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7 %削減する。	<主要な業務実績> ・理事長等の役員が事務・事業の状況をモニタリングし、法人の組織運営方針等を職員に伝えるとともに、役職員間の情報共有を図るため、原則毎週、東京と札幌の各事務所をオンラインでつなぎ、定例の連絡会議を実施しているところ、理事長より法人の重点事項等についての意見が随時、職員へ周知された。 ・事業の改善・効率化を図るためにアンケート等を通じて事業の有効性等を把握し、PDCAサイクルの実効性を確保するよう努めた。 ・効果的な事業実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与したほか、助成事業については、所期の目的が達成された事業となっているか事後的な	<評定と根拠> 評定：B 業務の見直しについて、理事長のトップマネジメントの下、法人の重点事項等が周知されているほか、事業の改善・効率化を図るためにアンケート等を通じて事業の有効性等を把握し、PDCA サイクルの実効性を確保するよう努めている。 業務運営の効率化について、一般管理費は中期目標に基づき、前中期目標期間最終年度の総額から7 %の削減に向け、計画どおりに削減を行った。また、業務経費については目標を達成している。 給与水準の適正化について、国家公務員との比較指数を検証するとともに、いずれのラスパ	

	規事業の創設、人員配置の見直し、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。なお、本中期目標が設定している指標等において行うこととしている業務も含めて見直しを行うこととし、見直しの結果に基づき、必要に応じ、指標の修正等を行う。 また、各事業のPDCAサイクルを毎年度実効的に機能させていく。 効果的な事業の実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実に行う。	費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、人員配置の見直し、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に図るとともに、各事業のPDCAサイクルを毎年度実効的に機能させるよう努める。業務の見直しを踏まえ、必要に応じ、各年度計画等において適切に業務の具体化を図る。 委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実に行う。	合理化を含む改善・効率化を徹底的に図るとともに、各事業のPDCAサイクルを実効的に機能させるよう努める。 委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実に行う。	・業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）について、毎年度、前年度比１％の経費の効率化を図る。 ＜その他の指標＞ ・特になし。 ＜評価の視点＞ 【業務の見直し】 ・事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、事業の改善・効率化を行っているか。 【給与水準の適正化】 ・役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組んでいるか。また、検証結果及び取組状況を公表したか。 【調達の合理化等】 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施しているか。特に、一者応札・一者応募について改善を行っているか。	確認を実施した。	イレース指数においても国家公務員の水準以下に抑制している。 調達の合理化等について、令和6年度の契約件数全18件のうち競争性のある契約は13件、競争性のない契約は5件であり、また一者応札、一者応募に該当する契約は1件であった。公告期間の長期確保等による一者応札、一者応募への対応や契約監視委員会による個々の契約案件の点検、内部決裁や監事監査による十分な審査の実施など、引き続き競争性及び透明性の確保に努めている。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、業務運営の効率化、調達の合理化について適切に取り組む。
	（２）業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、７％削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等	（２）業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、７％削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等	（２）業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当する業務について、中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）の削減を図るため、業務の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。 また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）につ	・業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）について、毎年度、前年度比１％の経費の効率化を図る。 ＜その他の指標＞ ・特になし。 ＜評価の視点＞ 【業務の見直し】 ・事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、事業の改善・効率化を行っているか。 【給与水準の適正化】 ・役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組んでいるか。また、検証結果及び取組状況を公表したか。 【調達の合理化等】 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施しているか。特に、一者応札・一者応募について改善を行っているか。	一般管理費 ・一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）について、中期目標において、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、７％削減することが目標とされている。令和6年度予算額はこの中期目標に基づき、前年度に対して35千円の効率化を図り、削減目標７％の達成に向け、計画どおりに削減を行った。 業務経費 ・一般業務勘定における業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）について、中期目標において、毎年度、前年度比１％	

	事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。)については、毎年度、前年度比 1 % の経費の効率化を図る。	事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。)については、毎年度、前年度比 1 % の経費の効率化を図る。	いては、各種支援事業等における節約を引き続き推進し、前年度比 1 % の経費の効率化を図る。		の経費の効率化を図ることが目標とされている。この目標を踏まえ、令和 6 年度予算について、新規事業等の効果的な業務の実施につながることを十分に考慮した上で業務経費の効率化を図り、一般業務勘定令和 5 年度予算額 (710,803 千円、特殊要因に基づく経費等を除く。) から 7,109 千円を削減し、1 % 効率化した。
	(3) 給与水準の適正化 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。	(3) 給与水準の適正化 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。	(3) 給与水準の適正化 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。		・役職員の給与に関しては、政府の方針 (人事院勧告等) に準じて給与規程の改正を適宜行っている。 ・令和 6 年度の職員給与水準と、国家公務員給与水準の比較検証を行ったところ、ラスパイレス指数 (年齢勘案) では、国家公務員を 100 とした場合 95.9 であり、国家公務員の給与より低い水準となった。 ・職員在勤地が東京都台東区及び北海道札幌市にあることから、特別区及び札幌市に在勤する国家公務員と比較した地域勘案のラスパイレス指数では 90.5、学歴を勘案したラスパイレス指数では 94.2、地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数では 89.7 であり、いずれも国家公務員より低い水準となった。 ・役職員の給与水準に係る検証結果及び適正化への取組状況を協会ホームページで公表した。
	(4) 調達の合理化等 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等 (競争入	(4) 調達の合理化等 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等 (競争入	(4) 調達の合理化等 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等 (競争入		・契約については、原則として一般競争入札によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、協会の「令和 6 年度調達等合理化計画」を策定し、協会ホームページで公表している。 ・令和 6 年度の契約件数は 18 件、契約金額は 261,533 千円 (単価契約を含む。)であった。このうち、競争性のある契約は 13 件 (72.2%)・92,916 千円 (35.5%)、競争性のない契約は 5 件 (27.8%)・168,617 千円 (64.5%)であった。 ・競争性のない契約は、「令和 6 年度四島交流等

札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。) によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。 一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。	札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。) によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。 一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。	札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。) によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。 一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。		事業に使用する船舶に係る傭船及び運航委託業務」、「令和6年度四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の試験運航等に係る運航委託業務」、「四島交流等事業使用船舶・運航事業者の調達に関する支援業務」、「令和6年度における独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査契約」及び「羅臼国後展望塔外部照明改修工事」の5件であり、随意契約を行った。 - 一者応札、一者応募は、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図ったが、「北方領土ストーリーテリング・アーカイブの構築に係る要件定義等業務」の1件が一者応札、一者応募の該当案件となった。この案件については、入札説明書交付者からヒアリングを行うなど原因の分析を行い、次年度以降の改善に努める。今後も、一者応札、一者応募とならないよう取組を行い、真に競争性が確保されるよう努める。 - 重点的に取り組む分野として、啓発施設に関する調達について、遠隔地での調達であることなどを踏まえ、地元関係機関等の理解と協力を得て、公告、説明会及び開札場所等の検討を行い、コストの節減及び参入に努め、「北方館ボイラー更新工事」及び「北方領土関連事業関係者待機所等設置工事外」を北海道根室市に、「羅臼国後展望塔外部照明改修工事」を羅臼町に事務委任し、実施した。あわせて、令和6年度から入札説明書（仕様書を含む）の電子交付を開始し、応札者や応募者を増やすための取組を行った。引き続き、企画期間、見積期間を十分確保するなど、「一者応札、一者応募にかかる改善方策」を徹底し、真に競争性が確保されるよう努める。 - 調達に関するガバナンスを徹底するため、政府等から発せられた独立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めた。 - 不祥事の発生の未然防止・再発を防止するた	
--	--	--	--	---	--

				めの取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について及び総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に引き続き取り組んだ。 ・契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、契約事務の適正化に務め、契約監視委員会では、調達等合理化計画の策定及び当該年度の個々の契約案件の点検等を行った。 ・協会にて契約及び支払を行う際には、各事業担当と会計担当が事務処理について相互にチェックを行い、会計事務を適正に執行する審査体制をとり、内部決裁による十分な審査を行った。 ・監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聞き取りなどを行った。また、会計監査人からは財務諸表監査の枠内において監査を受けている。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。」とされていることを受け、共同調達の可能性について検討を行ったところ、令和 6 年度においては、協会内における調達案件の件数が少なく、それぞれの案件の規模も少額であるため、共同調達の実施には至っていない。一方で、協会の「令和 6 年度調達等合理化計画」に基づき、コストの削減や参入機会の拡大を進めるとともに、入札説明書の電子交付による業務の効率化を進め、調達業務全体の最適化に取り組んでいる。今後も引き続	
--	--	--	--	--	--

					き、調達業務の効率化・最適化に取り組んでいく。 ・国民世論の啓発事業の実施に関して、SNS の効果的な情報発信業務を調達するに当たり、SNS の投稿件数の目標を仕様書において詳細に設定し、受託先にこれを達成するよう求めた。	
--	--	--	--	--	--	--

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
・特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金限度額 (一般業務勘定)	年間 5 千万円以内	－	－	－				
短期借入金限度額 (貸付業務勘定)	年間 14 億円以内	－	借入額 9,000 万円	借入額 8,000 万円				
長期借入金の借入先 金融機関への担保に 供する基金資産額	基金資産 10 億円を担保に供する	10 億円	10 億円	10 億円				

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
5. 財務内容の改善に関する事項 独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (5) 財務内容の改善 独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (5) 財務内容の改善 独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。	<主な定量的指標> 【短期借入金の限度額】 ・一般業務勘定における短期借入金の借入限度額を年間 5 千万円とする。 ・貸付業務勘定における短期借入金の限度額を年間 14 億円とする。 【重要な財産の処分等に関する計画】 ・長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。	<主要な業務実績> ・運営費交付金を厳格に算定するとともに、財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について、会計監査人及び監事により監査を受けつつ適切に作成した。 ・財務諸表等は、法人全体の決算情報のほか、収益化単位の業務（一般業務勘定及び貸付業務勘定）ごとに区分し、法令等に基づき官報及び協会ホームページ等で公表するとともに、東京及び札幌の各事務所に備え置くことにより、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めた。	<評価と根拠> 評価：B 財務内容の改善について、財務諸表等を会計監査人及び監事により監査を受けつつ適切に作成するとともに、収益化単位の業務ごとに区分し、協会ホームページや事務所へ備え置くこと等により、公表の充実と財務内容の透明性の確保に努めている。 短期借入金の限度額について、借入需要を考慮した結果、貸付業務勘定における借入金の借入額は 8,000 万円となり、利息支払いの節減につながっている。 重要な財産の処分等に関する計画について、基金資産 10 億円を担保に供することで、低利率での資金調達を達成している。

	4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。 【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。	4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。 【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。	＜その他の指標＞ ・特になし。 ＜評価の視点＞ 【財務内容の改善】 ・運営費交付金について、債務残高を踏まえ、厳格に算定を行ったか。 ・収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理しているか。 【短期借入金の限度額】 ・短期借入金の借入を行うこととした理由、その使途は適正か。 【重要な財産の処分等に関する計画】 ・担保の差し入れ先の提供方法は妥当か。 ・低利な資金調達が可能となっているか。	一般業務勘定 - 実績なし 貸付業務勘定 - 貸付業務勘定に係る短期借入金は、資金計画上7億8,000万円を予定していたが、借入需要を考慮の上、資金繰り上必要最低限の借入額8,000万円とした。これにより、支払利息額が減少した。	なお、短期借入金のうち一般業務勘定に係るもの、不要財産の処分に関する計画及び剰余金の使途については、該当するもの又は実績がなかった。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き財務諸表等の公表の充実及び透明性を確保するとともに、借入需要を考慮した借入額の算定、低利率での資金調達に努める。
	5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし	5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし		該当なし。	
	6. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	6. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。		- 設立時に国から交付された10億円の基金については、長期借入金取引のある民間金融機関において預入期間1年の定期預金で運用し、借入金の担保に供している。 - 預入先は、北洋銀行に4億円、北海道信用漁業協同組合連合会に2億5,000万円、大地みらい信用金庫に2億5,000万円、三菱UFJ銀行に1億円であり、それぞれ長期借入金の担保に供した。 - 貸付金原資確保のため毎年度、長期借入金を借入することが想定されるため、担保の提供方法は根質権としている。 - 令和6年度は、担保差入金額10億円までの長期借入金について、定期預金預入利率プラス0.5%の利率（出来上がり金利0.525%～0.530%）での借入を実施しており、無担保借入金の2.350%（長期プライムレート）と比して低利率での資金調達が実現した。	

		7. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修 機会の充実、分かりやす い情報提供の充実等に 充てる。	7. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修 機会の充実、分かりやす い情報提供の充実等に 充てる。		・実績なし。	

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
・特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

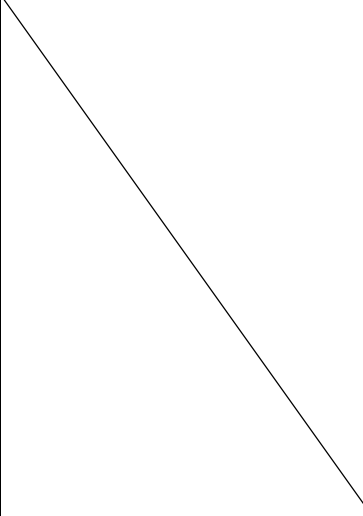
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
6. その他業務運営に関する重要事項 (1) 内部統制の充実・強化 法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。 業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (6) 内部統制の充実・強化 法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。 業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (6) 内部統制の充実・強化 法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。 業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内	<主な定量的指標> ・特になし。 <その他の指標> ・特になし。 <評価の視点> 【内部統制の充実・強化】 ・理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組み等、意思決定プロセスが明確化されているか。 ・監事と内部統制推進部門との連携がとれているか。 【公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策】 ・内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護及び情報公開につ	<主要な業務実績> ・常勤職員 26 人（令和 6 年度末時点）の小規模法人であるため、理事長をはじめ役員及び管理職への事務・事業に係る報告、連絡及び相談の徹底を、定例の連絡会議等を通じて繰り返し喚起した。 ・内部統制の状況について、定期的に各課等の長からの事務局長への報告を経て、理事長へ報告される仕組みを、引き続き運用した。 ・監事及び理事長以下役職員との日常からの密接なコミュニケーションを図るとともに、決裁文書及び保有個人情報等の管理状況、情報セキュリティ対策の状況及び各担当の事務・事業の状況に関する監査を実施した（4 月 8 日～9 日、15 日及び 22 日の各日）。 ・監査の結果は、監事より理事長に報告され、理事長は監事との意見交換等を通して内部統制の現状の把握とコンプライアンス意識の浸透に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 内部統制の充実・強化について、小規模法人であることの特性を活かし、役員及び職員が密に連携して事務・事業の効率的かつ機動的な実施に取り組んでいる。 法人文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ対策について、各制度に沿って適切に実施され、また外部からの監査に適切に対応するとともに、外部機関が主催する研修に参加するなど、必要な施策に求められる知識・スキルの向上に取り組んでいる。 施設及び設備に関する計画について、「独立行政法人北方領土問題対策協会インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和 3 年度～令和 7 年度）」（令和 3 年 12 月策定）に基づき、啓発施設のボイラー設備の改修等、適時・適切に修繕等が行われている。 人事に関する計画について、職員の意向、適正等を踏まえた人員配置となるよう努めるとともに、業務に求められる知識・スキルの向上のため職員を積極的に研修に参加させている。また、協会の事務・事業を取り巻く環境を踏まえて新規採用を行っている。

に機能しているかの点 検・検証を通じた不断の 見直しに取り組む。	部統制の仕組みが有効 に機能しているかの点 検・検証を通じた不断の 見直しを図る。	部統制の仕組みが有効 に機能しているかの点 検・検証を通じた不断の 見直しを図る。	いて、法令等に基づ き、適正に対応してい るか。 ・情報セキュリティ対策 の規程の整備や組織 としての意識・対応力 を向上させるための 措置を講じたか。 【人事・労務管理】 ・計画的な人材の確保及 び育成が図られてい るか。 ・業務を効率化させ、職 員の働きやすい職場 環境の整備に努めて いるか。 【デジタル化による業 務運営の効率化】 ・デジタル庁が策定した 「情報システムの整 備及び管理の基本的 な方針」（令和3年12 月24日デジタル大臣 決定）に基づき、必要 な体制整備を行い、情 報システムの整備及 び管理を適切に行っ ているか。 【温室効果ガスの排出 の削減】 ・温室効果ガス削減に向 けた取組を適切に実 施しているか。	法人文書の管理 - 令和6年度において、法人文書の不適切な取 扱い事案はなかった。 個人情報保護 - 令和6年度において、個人情報ファイルに関 する不適切な取扱い事案はなかった。 情報公開 - 令和6年度において、1件の開示請求があり、 独立行政法人等の保有する情報の公開に関 する法律（平成13年法律第130号）の規程 に基づき、適正に対応した。 情報セキュリティ対策 - 協会の基幹情報システムに対するサイバー攻 撃等、情報セキュリティインシデントに該当 する事案はなかった。 - 情報セキュリティ意識の底上げのため、全役 職員を対象とした「情報セキュリティ研修」 を実施した。 - 国立研究開発法人情報通信研究機構及び総務 省主催のCYDER（Cyber Defense Exercise with Recurrence：実践的サイバー防御演習） 研修に職員が参加し、情報セキュリティイン シデント発生から解決までの対応手順の習 得を図った。	デジタル化による業務運営の効率化につい て、事務作業におけるペーパーレス化を進め、 効率化に努めている。 温室効果ガスの排出の削減について、「独立 行政法人北方領土問題対策協会がその事務及 び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等の ため実行すべき措置について定める実施計画」 （令和5年5月11日）に定める施策に取り組 み、排出削減に努めている。 以上、所期の目標を達成していると認められ ることから、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、内部統制を適切に確保するととも に、主務省令で定める業務運営に関する事項に ついて取組を行う。
（2）公文書管理、個人 情報保護、情報公開、 情報セキュリティ対 策 内部統制の充実・強化 と連動して、法人文書の 管理、個人情報の保護、 情報公開について、法令 等に基づき、適正に対応 する。その際、法令の改 正や行政機関における 運用の動向等を十分に 踏まえ、規程の整備や組 織としての意識・対応力 を向上させるための措 置をとる。 情報セキュリティ対 策については、政府機関 の情報セキュリティ対 策のための統一基準群 を踏まえ、関係規程類を 適時適切に見直し、整備 する。これに基づき、情 報セキュリティ対策を 講じ、情報システムに対 するサイバー攻撃への 防御力、攻撃に対する組 織的対応能力の強化に 取り組む。対策の実施状 況を毎年度把握し、 PDCA サイクルにより 対策の改善を図る。	8．その他主務省令で定 める業務運営に関する事項 （4）公文書管理、個人 情報保護、情報公開、 情報セキュリティ対 策 内部統制の充実・強化 と連動して、法人文書の 管理、個人情報の保護、 情報公開について、法令 等に基づき、適正に対応 する。その際、内閣府の 協力を得つつ、法令の改 正や行政機関における 運用の動向等を十分に 踏まえ、規程の整備や組 織としての意識・対応力 を向上させるための措 置を講ずる。 情報セキュリティ対 策については、政府機関 の情報セキュリティ対 策のための統一基準群 を踏まえ、関係規程類を 適時適切に見直し、整備 することに努めるとと もに、これに基づき、情 報セキュリティ対策を 講じ、情報システムに対 するサイバー攻撃への 防御力、攻撃に対する組 織的対応能力の強化を 図るとともに、対策の実 施状況を毎年度把握し、 PDCA サイクルにより	8．その他主務省令で定 める業務運営に関する事項 （4）公文書管理、個人 情報保護、情報公開、 情報セキュリティ対 策 内部統制の充実・強化 と連動して、法人文書の 管理、個人情報の保護、 情報公開について、法令 等に基づき、適正に対応 する。その際、内閣府の 協力を得つつ、法令の 改正や行政機関における 運用の動向等を十分に 踏まえ、規程の整備や 組織としての意識・対応 力を向上させるための 措置を講ずる。 情報セキュリティ対 策については、政府機関 の情報セキュリティ対 策のための統一基準群 を踏まえ、関係規程類を 適時適切に見直し、整備 することに努めるとと もに、これに基づき、情 報セキュリティ対策を 講じ、情報システムに対 するサイバー攻撃への 防御力、攻撃に対する組 織的対応能力の強化を 図るとともに、対策の実 施状況を毎年度把握し、 PDCA サイクルにより			

		対策の改善に努める。	対策の改善に努める。			
		8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。		・「独立行政法人北方領土問題対策協会インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年度～令和7年度）」（令和3年12月策定）に基づき、同計画の対象である北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の3つの啓発施設について、ボイラー設備の改修等、適時・適切に修繕等を行った。	
(3) 人事・労務管理 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画 ① 方針 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成を図る。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成を図る。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働		・引き続き職員の意向を踏まえつつ、適正を見極めた上で人員配置を行うよう努めた。 ・協会主体の研修や他機関主催の各種研修へ職員が参加し、知識・スキルの向上を図った。 ・協会主体の研修については、オンラインの活用により東京及び札幌の各事務所の合同開催等、効率化に取り組んだ。		

境の整備を行う。	きやすい職場環境の整備を図る。 ② 人員に係る指標 (参考１) １) 期首の常勤職員数 22 人 ２) 期末の常勤職員数 23 人 (参考２) 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】 1,136 百万円（非常勤役員報酬を除く）	整備を図る。			
	８．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (３) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	８．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (３) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。		・実績なし。	
(４) デジタル化による業務運営の効率化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)ののっとり、情報システムの適切な整備及び管理	２．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (７) デジタル化による業務運営の効率化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)ののっとり、情報システムの適切な整備及び管理	２．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (７) デジタル化による業務運営の効率化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)ののっとり、情報システムの適切な整備及び管理		・内部の会議においては、原則、紙媒体での資料配付を行わないなど、事務作業におけるペーパーレス化を進め、効率化に努めた。	

	を行うとともに、PMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。	を行うとともに、PMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。	を行う。			
	（５）温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガス削減のための取組を実施する。	８．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （５）温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガス削減のための取組を実施する。	８．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （５）温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガス削減のための取組を実施する。		・「独立行政法人北方領土問題対策協会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（令和５年５月１１日）に定める施策に取り組み、温室効果ガスの排出削減に努めた。	

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
・特になし。